

第一百七十九回国会

## 東日本大震災復興特別委員会議録 第十三号

一一一

(一一二)

平成二十三年十二月六日(火曜日) 午前八時五十六分開議

出席委員  
委員長 古賀 一成君理事 大島 敦君 理事  
田嶋 要君 理事理事 橋本 清仁君 理事  
額賀福志郎君 理事  
石田 三示君 石原洋三郎君  
磯谷香代子君 大泉ひろこ君 菊池長右エ門君  
斎藤 進君 隅尾 猛君 杉本かずみ君  
辻元 清美君 橋本 博明君 中野渡詔子君  
長尾 敬君 畑 浩治君 仁木 博文君  
橋本 博明君 森本 和義君 柳田 衣里子君  
畠 浩治君 松岡 広隆君 山口 和之君  
松岡 広隆君 谷田川 元君 若井 康彦君  
山口 和之君 若泉 征三君 小里 泰弘君  
若泉 征三君 井上 信治君 加藤 勝信君  
梶山 弘志君 小野寺五典君 長島 忠美君  
吉野 正芳君 高木美智代君 未途君  
高橋 千鶴子君 服部 良一君 柿澤 博之君  
吉泉 秀男君 中島 正純君 野田 佳彦君  
中川 正春君 枝野 幸男君

内閣総理大臣 文部科学大臣 経済産業大臣

国土交通大臣

国務大臣

(国家公安委員会委員長)

内閣府副大臣

(東日本大震災復興対策担当)

厚生労働大臣政務官

衆議院調査局東日本大震災復興特別調査室長

平野 達男君

後藤 斎君

和子君

藤田 一枝君

関根 正博君

前田 武志君

山岡 賢次君

福田衣里子君

橋本 勉君

太田 和美君

大泉ひろこ君

谷田川 元君

橋本 勉君

大泉ひろこ君

元君

大泉ひろこ君

願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○古賀委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

本日は、本案の審査に関し、復興体制等について集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上信治君。

○井上(信)委員 おはようございます。自由民主

まず、東日本大震災からはや約九ヶ月であります。改めて、犠牲となられた方々とその御遺族に心より敬意を表します。

また、被災地東北では一日一日寒さが増しておられますけれども、今なお避難所や仮設住宅などで厳しい生活を余儀なくされている被災者の方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、ここでいよいよ、被災地の復興の司令塔となる復興庁を設置するための復興庁設置法案、衆議院における審議がようやく大詰めを迎えております。きょうは野田総理にもお越しをいただきまして、大変ありがとうございます。当委員会の古賀委員長初め理事、委員の先生方、とりわけ、与野党協議に精力的に当たらされた各党の担当の先生方の御努力に心から敬意を表します。

今までの国会における質疑におきまして、与野党協議によって各党の合意を得ることができ、閣法に対する修正案が提出されました。大変うれしく思っております。このように、私たち自民党も、被災地の復旧復興につきましては、政府・与党に対し全面的に前向きな協力をを行つておることを改めて申し上げます。

とはいしますものの、被災地の復旧復興の現状

はいかがでしょうか。これから被災地は厳しい冬を迎えることのあるというのに、なぜ政府の対応はこんなにも遅いのか、一体いつになつたら本当に安心してもとどおりの暮らしを営むことができるのか、これが大多数の方々や自治体の声であります。

そして、そのことを端的にあらわしたのが、先月十日の政府の復興構想会議における五百旗頭議長からの痛烈な批判でした。秋が深まるころには被災地でつち音高く復興事業が始まると期待していくた、率直に言つて遅過ぎると。

政府が設置した復興をつかさどる会議の責任者にここまで言われて、総理は、この復興のおくれについてどのよう責任を感じておられますか。

○野田内閣総理大臣 おはようございます。

私どもも、三月十一日に東日本大震災が発災した後、御党含めて各党の御協力をいただきながら、第一次補正、第二次補正、そして予備費なども活用しながら、仮設住宅の建設であるとか瓦礫の撤去、ライフラインの復旧等々、全力で取り組んでまいりました。

一方で、今、井上委員から御指摘があつたおそれ、スピード感がない、遅い、あるいは支援が十分行き届いていないという御指摘があることも十分承知しております。

そうした御批判を真摯に受けとめて、先般、本格的な復興に向けての第三次補正予算と、そしてそれを支える復興財源の確保法案を通していただきましたので、これからまさに、各地における、被災地における復興に向けての取り組みを加速していきたいと考えております。

○井上(信)委員 ゼひ総理には、真摯に受けとめておることで、責任を感じていただいて、そしてスピードアップをしてもらいたいと思っております。

そして、この復興庁設置法案、十一月一日に国會に提出をされました。六月の二十日に成立した東日本大震災復興基本法に基づくものです。そして、この基本法の二十四条五項には「復興庁は、

できるだけ早期に設置することとし、「可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。」というふうにあります。しかし、実際には、法案提出まで五ヶ月近くの時間が浪費されました。なぜですか。なぜこんなにも法案提出がおくれたのですか。

野田内閣総理大臣 復興庁法案の提出時期についてのお尋ねでございますけれども、これまでには、まず、復興庁の重要な実施事務として復興特区あるいは復興交付金というものを掲げてまいりました。この復興特区や復興交付金の制度設計をする際に、被災地の御意見やさまざまな御要望をお伺いしながら検討を急ぎ、特区法案として取りまとめて今国会に提出をいたしました。その上で、順番として、そういう実施事務を行うための制度設計をした後に、それを行つていく復興庁の設置法案の取りまとめに当たつて国会に提出をする、そういう運びの順番があつたということは御理解をいただきたいというふうに思います。

これは、きょう、実務者によつて大変熱心な御討議をいただいて修正案もまとめていただきましたが、それをまとめていたことに感謝を申しながら、政府としては、それを踏まえて適切に対応し、なるべく早期に復興庁の立ち上げを行つていただきたいというふうに考えております。

○井上(信)委員 総理の答弁ですが、私はそれほど多く違います。復興特区と復興庁を同時並行できないわけがないですね、できるだけ早くですから。

理由はつきりしていますよ。この五ヶ月間、何がありましたか。政治の空白じゃないですか。

菅総理の空白の三ヶ月があり、総理がかわる、そしてまた、復興大臣も失言問題でかわりましたよね。やはりこの政治の停滞によつて、空白によつて五ヶ月近くの時間が浪費された。責任を認めるというのであれば、このことについても素直に認めさせてください。いかがですか。

○野田内閣総理大臣 政治空白といいますか、確

ましたけれども、復旧復興事業については、一次補正、二次補正、その執行を万全を期すとともに、加えて、必要なところは予備費の活用もしながら対応してまいりました。本格的な復興に向けての制度設計は、今申し上げた順番を経ながら対応してきたということは事実でございます。

いずれにしても、復興庁については、前に平野大臣が三月十一日まではスタートさせたいといふお話をしておりましたけれども、そつう思いで早期に立ち上げをしていただきたいというふうに思つております。

○井上(信)委員 低姿勢が売りの野田総理ですから、もう少し謙虚に受けとめてもらいたいんです。思つております。

法案提出がおくれたというのは、これは間違います。そして、それを認めていただくのであれば、復興庁の設置は三月十一日までにとくたつて構わないわけです。復興庁の設置が一日おくれれば、復興は一日おくれます。この法案を早期に成立させて、年明け早々ぐらには復興庁を設置させる、もう一度検討していただけませんか。

○野田内閣総理大臣 思いとしては、遅くとも三月十一日までといたしますので、なるべく早い時期に復興庁を立ち上げできるように努力をしていきたいというふうに思います。

○井上(信)委員 ゼひよろしくお願ひをいたします。

そして、本日提出された修正案につきまして、復興庁の権限を強化することを初めていたしました。私たち自民党や公明党の主張が多く受け入れられ、与党もほぼ丸のみする形で合意することができました。内容的にもすばらしい修正案であると高く評価をしておりますけれども、この修正協議を振り返つて、自民党の法案提出者である谷先生、いかがお考えですか。

生、いかがお考えですか。

○谷委員 お答えいたします。

今、井上委員御指摘のとおり、与野党合意に反するこの政府原案は、与野党合意に反するということは、復興庁は権限とか予算もあわせ持つたスープー官庁であるというのが五月の段階の与野党合意でありましたが、その合意どおりの法案であればここまで修正協議に時間要することがなかつたかと思います。

しかし、そうでなかつたということで、今委員御指摘のとおり、我々自民党なり公明党さんの要求をほぼ丸のみする形で、あるべきスープー官庁として大変充実したものになつたと思つております。こういう新たな復興庁によつて被災地のニーズにワンストップで対応できる、そういう省庁としてしっかりと仕事をしていただきたいというのが我々の思いであります。

○井上(信)委員 私も同感であります。

いろいろ問題点の多い閣法に対して、与野党が協議をして、合意をして修正案を提出することができたということは、大変すばらしいことだと思います。ですから、この修正案については重く受けとめていただきたいというふうに思つております。

今の谷先生の答弁も踏まえまして、この法案修正の経緯や内容などについて総理はどうお考えか、お答えください。

○野田内閣総理大臣 先ほど谷先生から修正案の中身の御説明もございましたけれども、復興庁の実施事務の大幅な強化、あるいは大臣等政務三役の増員数の見直しなど、各党が真摯に御協議をいただいて修正案をおまとめいただきましたことに心から感謝申し上げたいと思います。

その修正案を踏まえて、政府としては、適切に体制整備を行つて、その上でなるべく早い時期に復興庁を立ち上げていきたいというふうに考えております。

○井上(信)委員 これから中身の質疑にも入りますけれども、私が総理に伺いたいのは、この修正案について、やはり、閣法は問題点が多い、不十分

分である、だから修正案が出されたということなんです。そして、この修正案は与野党の方々も提案をしております。やはり閣法の責任者である野田総理として、この不完全な閣法に対して修正案が提出された、そこを真摯に受けとめてもらいたいんだけれども、それがここまで修正協議に時間がかかるかと思います。

これは、修正案が通れば、それを着実に執行す

るというのは当たり前のことです。そうではなくて、そういう意味で、この修正案に対しても、与野党協議に対してどのような思いをお持ちか、もう一度御答弁ください。

○野田内閣総理大臣 私どもがもともと提出をした政府案においても、復興特区とか復興交付金、こういうことの実施権限をしっかりと持つた力強いう役所である、加えて総合調整機能も持っていることで、私どもなりに復興庁の意義を押さえた法律を出したつもりでございましたけれども、各党からさらにもつとバージョンアップした方がいいという御趣旨を踏まえて、適切に対応したいと思います。

それでは、内容について質疑をさせていただきます。

先ほどもちよつとお話しになりましたけれども、東日本大震災復興基本法の審議の際に与野党で最も議論となつたことは、御承知のように、復興庁の所掌事務についてでした。復興に関する施策の企画立案や総合調整だけではなくて、具体的な事業がありますけれども、その事業の推進に相当大きく貢献できるものと思っておりましたし、もともとの政府案でも、勧告権などを含む、また復興関係予算要求の調整権を含む、強い総合調整権限がございました。

したがつて、各省からいろいろな要求があつて骨抜きになつたというよりも、基本的には、実施権限、総合調整権限、強いものがあるという思いのもとで政府案は出させていただいたというのが経緯でございますが、先ほど来申し上げているところの協議をいただいたことはしつかり踏まえて対応していかなければなりません。

○井上(信)委員 勘告権については後ほど質問いたしますけれども、私が申し上げているのは、確かに特区や交付金、この権限はあります。しかし、新しい仕組みをいわば追加して復興庁の権

そして予算を一元化した、いわばスープー官庁として規定をしたんです。

しかし、五ヶ月も経てようやく提出されたこの法案によりますと、復興庁の実施権限は、新たに創設された仕組みである復興特区や復興交付金に関することだけに限定をされております。これはやはりおかしいんじゃないですか。

あのときも、各省の既存の権限の調整に時間を要する、こういった理由でこの五ヶ月間が無駄に経過をされたんです。ですから、この既存の各省の権限をちゃんと調整して復興庁にゆだねた法事ができ上がつてくると我々は思つていたわけです。何でこうなつてしまつたのか。この五ヶ月間、さまざまの権限を失いたくない、そんな各省の権限をしっかり持つた力強いう役所である、加えて総合調整機能も持っていることで、私どもなりに復興庁の意義を押さえた法律を出したつもりでございましたけれども、各党からさらにもつとバージョンアップした方がいいという御趣旨を踏まえて、適切に対応したいと思います。

○平野国務大臣 まず、今回の復旧復興に向けて、既に各省が主体的な取り組みを積極的にやっているということあります。

その上で、さまざまな地域のニーズを満たすためには、どうしてもその間のすき間が出てくると、いう中で、さまざまな調整が出てきます。復興本部の大きな役割は、そうした調整をしてすき間ができるないようにする。それから、各省の事業も、例えば、ばらばらにやるのではなくて、統一的にこれから復旧作業に向けての工程表を作成していくだけで、さまざまの調整をするということがあります。

その上で、さまざまの調整をするという点については、復興本部は、今までの仕事の中ではほとんどどの時間、法案作成以外ではその作業に忙殺されております。それぐらいの仕事があるということです。

繰り返しになつて恐縮ですけれども、基本的に各省の主体的な取り組みを促進する、その中のすき間をなくす、それから各省の主体的な取り組みを効率的に進める、そういう意味での復興本部の役割というのは重要でございまして、その流れは復興庁になつたとしても続けなければならぬというふうに思います。

その上で、これは先ほど総理も申されましたけれども、復興特区制度それから復興交付金制度、これは新しい制度でございますけれども、これを執行する上では、これから各自治体とのさまざまな調整。それから各自治体からもさまざまな制度をめぐつての質問等々も出てくると思います。こいつたことの調整もしなくちゃならないという

ことであります。今の復興本部、それから今も、復興庁の役割、仕事の量というのはかなり責任を持った役割になるという想定のもとにこの法案を出させていただいたということです。

○井上(信)委員 ちょっと私は御答弁の意味がよくわかりません。それは調整官庁にすぎないといふことを今おっしゃつたんじゃないですか。

調整ももちろん大切なことです。それもやつていただきたい。しかし、それだけでは単なる調整官庁に終わり、従来の各省庁の縦割りを排することができない、だから具体的な事業、施策の実施権限を復興庁に与える、それが基本法の趣旨です。それについて、いや、調整が大事だ、調整でもう時間がとられちゃっているから実際の事業の実施はできない、新しい特区の制度もあるし、そういった答弁のように聞こえたんですね。

そして、私がおかしいと思うのは、今各省庁が事業を既にやつていて、だから移せない。それは何でそなつたか。五ヵ月間も無駄に時間が過ぎたからですよ。五ヵ月前ならそんなふうになつてない。復興庁がちゃんと早期に発足をして、そして事業を実施していれば、そういう問題は今ほどなかつたわけです。ですから、それはちょっと私は違うと思いますが、いかがですか。

○平野国務大臣 まず、政府の復興庁法案は、どういう体制になれば最も復旧復興が効率的に、そしてまた加速的に行えるかという観点から、私どもなりに詰めました。

その中で、実施という権限をどうするかということについても、私たちは内部で相当詰めました。それは、もし実施ということになりますと、今の既存の省庁からその部分の組織を一度はがして復興庁に持つてこなくてはなりません。そうしますと、発注一つを、例えば国交省でやつている以外に復興庁でも同じような発注の権限を持つなくちやなりません。そのための組織をつくる必要

があります。それが効率的かどうかという問題が一つあります。そういう行政コストに係る問題。

それからあと、屋上屋を重ねるのではないか、いわゆる二重行政になつてしまふんじやないか。災害復旧制度というのは今各省がやつています。その災害復旧制度を例えば復興庁に持つてくると、さつきも言つたように、そこの部分のところの組織を別組織をつくる形になります。こういつた形は組織の二重行政を招いてかえつて非効率になる、そういう判断がございました。

その上で、先ほどのように、さまざまな調整、これは実は本当に大変なんです。自治体から來るのは、こういったものに対してもつと検討してもらえないか、この部分について不足があるよといつた要請が次から次へと来ます。これはただの調整権限というふうにおっしゃいますけれども、今回の復旧復興というのは今までにない取り組みをしなければならないという観点において、さまざまな意味からいっても、調整というのは、今まで膨大な仕事になりましたし、これからも膨大な仕事になると思います。

だから、新しい法案の中では勧告権というのも用意させていただきまして、今回、法案修正の中では尊重義務も入れていただきました。そういう観点で、復興庁の役割とというのは、政府のもともとの案の中においてもそれなりの役割を与えられました。

○井上(信)委員 それは残念ながら平時の理論ですよ。霞が関の各省庁の現状を変えたくない、混乱を招く、だから変えるべきではないという平時の議論です。今、緊急事態ですよ、非常事態です。ですから、新しい法律もつくる、新しい事業に、権限は新しく移譲することはできない、これは私はおかしいと思います。

この議論ばかりやつてもあれですから、ちょつ

と聞き方をえたいというふうに思います。

修正案におきましては、このパネルのとおり、復興庁に、復興に関する企画立案や総合調整だけではなくて、予算要求や予算の配分、いわゆる箇所づけまで行う権限を与えることによって、各省

の縦割りを排除して、被災地に対しても本当の意味でワンストップで対応できる仕組みとなつております。各省庁が行う具体的な施策の執行権限まで復興庁に与えられなかつたのはいささか残念だと私は思つてゐるんですけども、しかし適正な修正と考へてあります。

この点について、総理、閣法と修正案、どちらの方が、被災地の方々が望む仕組みになつてゐる調査権限というふうにおっしゃいますけれども、今回の復旧復興というのは今までにない取り組みをしなければならないという観点において、さまざまな意味からいっても、調整というのは、今まで膨大な仕事になりましたし、これからも膨大な仕事になると思います。

だから、新しい法案の中では勧告権というのも用意させていただきまして、今回、法案修正の中では尊重義務も入れていただきました。そういう観点で、復興庁の役割とというのは、政府のもともとの案の中においてもそれなりの役割を与えられました。

においてさらに強い権限を有する、そういう組織になつたものと思いますので、先ほどバージョンアップと申し上げましたけれども、かなり機能強化ができたというふうに認識をしております。

○井上(信)委員 ここは総理は謙虚に認めていただいて、私はうれしく思つております。そもそも、本来なら閣法でこういったスキームをちゃんと用意しなければいかぬのです。それが復興基

本法の趣旨だったわけです。ですから、そういう意味では大いに反省をしていただいて、そしてこの修正案を成立させて、本当の意味でのワンス

トップ、これを実現してもらいたいというふうに思つております。

それから、先ほどから何度か出でてきております。復興大臣の権限について、閣法の第八条における権利、また総理に対する意見具申の権利な

どを定めています。これらの権限によつて、復興大臣が、従来の縦割りを排して、そして復興に関するリーダーシップを發揮するのに十分である

と総理はお考えですか。

○野田内閣総理大臣 勧告権をもともとこのたびの政府案にも書いてございましたし、御指摘のよう、内閣総理大臣に指揮監督権の発動を求める意見具申ができる旨も法定をしておりました。

勧告権、これは一種の伝家の宝刀で、発動するかしないかは別として、それを持つてゐることによつて、縦割りの弊害をなくして円滑な事務の遂行ができるということを期待した勧告権の規定でござりますが、今回の修正の協議を経た後、各省にさらに勧告の尊重義務が明記をされましたので、この勧告権は、より伝家の宝刀になり得るというふうに認識をしていてます。

○井上(信)委員 これから修正案のその尊重義務の話を聞こうと思つたんですけども、素直に認めていただいたので、ちょっと拍子抜けいたしました。

これららの規定は内閣府の設置法にも規定されてゐるということを、総理、御存じですね。そして、こういった規定はどのような場合に発動されたり、その点については御存じですか。

○野田内閣総理大臣 勧告権は、おっしゃるとおり内閣府法に規定をされていますけれども、過去に発動した前例はないとの承知をしています。

○井上(信)委員 そうなんです。今、平野大臣に耳打ちされて、発動されていないということをお気づきになつたようですが、これも発動されたことがあります。

そして、他方で、では内閣府はほかの各省庁に對して今本当に強いリーダーシップを持つてゐるかどうかということ、残念ながら、私は、それは持つてないというふうに思つてゐるんですね。実際に、財務省だつたり経産省だつたり国土交通省だつたり、そういう実際の事業の実施官庁などについて強いリーダーシップを發揮できていな

いと思つています。ですから、伝家の宝刀という

よりも、絵にかいたもぢなんですよ、残念なが  
ら。

ですから、我々は大変な危機感を持つております。され  
て、これでは本当のリーダーシップを發揮する  
ことができない。そういう中で、せめてものとい  
う思いで、この勧告を十分に尊重する義務規定を  
修正案の中に入れました。これでも、本当に十分  
に發揮できるかどうかわかりません。それはむし  
ろ、制度の問題と同時に、やはり復興大臣の指導  
力、リーダーシップによると思うんですね。です  
から、そういう意味では、総理そして復興大臣に  
は頑張っていただきたいというふうに思つており  
ます。

それから、復興庁の設置場所につきまして、こ  
れもいろいろな議論がなされております。九月二  
十七日の予算委員会、総理も御記憶だと思いま  
す。総理の答弁は、現地に復興庁を置いて被災地  
の市町村の後押しをしっかりとやつていくと答弁  
をされました。この答弁のとおりということであ  
れば、復興庁は被災地に設置するということによ  
るらしいですか。

○野田内閣総理大臣 復興庁の本庁については、  
各府省の本省との総合調整であるとか、あるいは  
立法府への対応などを含めると、東京に置く必要  
があるというふうに考えております。九月二十七  
日の答弁は、ちょっと私のいろいろな勘違いもありま  
したけれども、復興局を含めて、きちんと受けと  
けとめる組織をつくっていくという趣旨で申し上  
げたということでございます。

なお、復興対策本部の現地対策本部長が、それ  
ぞれのいわゆる被災三県の長にお話を伺いさせ  
ていただき、また御説明をさせていただいており  
ますけれども、本庁を東京に置くことを含めて、  
法案提出前に十分な説明をこれまで行つてきて  
いるというふうに承知をしています。

一方で、その設置場所については、被災地に寄  
り添うべきだという観点から、三党の協議の中で  
いろいろ御意見があつたとは承知をしてています  
ので、これから、本庁の設置場所については、復

興庁の設置まで、その立ち上げまでの間に最終的  
な判断をしたいというふうに考えております。

○井上(信)委員 ちょっと総理の答弁の趣旨がわ  
からなかつたんですが、勘違いもあつたというふ  
うにおつしやいましたよね。勘違いというのはど  
ういう意味なんでしょうか。

私は、この答弁、議事録でチェックをいたしま  
した。この答弁の直後に、質問者である我が党の  
斎藤健議員が「復興庁を現地に置いてという言  
葉がありました。私はこれは大変すばらしい発想  
だと思います。復興庁を現地に置いて、そして、  
むしろ東京に支所というか先をつくるぐらいの  
一体感でやはりこの組織は構成していくべきだと  
思いますが、その点については私は評価をいた  
したいと思います。」こういうふうにこたえている  
んですね。

これは明らかに、復興庁の本庁を被災地に置  
いて、東京には支所あるいは出先をつくるという答  
弁だと、斎藤健議員もここで納得をし評価をし  
て、直後にそうちたえているんです。この斎藤健  
議員の言葉に對して、総理は何も反論していない  
んですね。となりますが、やはりそのときは、総  
理も復興庁を被災地に置くという考え方だったので  
はないかということだと思います。

その後報道によると、平野復興大臣から説得  
されて総理の考えがぶれた、そんな報道もあります  
したけれども、事実関係を正直に答えてください。  
○野田内閣総理大臣 復興のための、被災地の皆  
様の声を基本的に受けとめる組織を置くという意  
味で私は申し上げたんです。それに對して斎藤議  
員がそういう解釈をされたことに対しても私がス  
ルーをしてしまつたということは間違ひであった  
というふうには思いますが、その後、平野大臣に  
説得されてではなくて、私の勘違いであったとい  
うことであります。

○井上(信)委員 勘違いというのはどういう意味  
ですか。

○野田内閣総理大臣 今申し上げた以上のこと  
であります。

はなく、それぞれの被災地に、復興に向けて事業  
を行つていく際に、ワンストップで皆さんのお声を  
受けとめる、そういう場が必要であるという認識  
を受けとめてもらわなければ困ります。

○古賀委員長 静粛に願います。

○井上(信)委員 予算委員会の総理の答弁です。  
もっと重く受けとめてもらわなければ困ります  
(發言する者あり)

このときに、総理は反論も否定もしなかつた。  
ですから、被災地の方々は、ああ、復興庁の本庁  
を被災地に置いてくれるのか、被災地のことを本  
当によく考えててくれている、ありがたい、そう  
思つた方はたくさんいらっしゃいますよ。それ  
を、済みません、勘違いでした、それはちょっと  
違うんじゃないんですか。済みませんも言つてい  
ないですよね。ただ、勘違いでした、それではお  
かしいですよね。

ちゃんとここは、真摯に認めて、謝罪をし、訂  
正をしてください。

○野田内閣総理大臣 その後の別の答弁で、復興  
庁については東京に置くというお話はしてきたと  
いうふうに思つておりますので、その日その場に  
おいて適切な対応ができなかつたということにつ  
いてはおわびを申し上げたいというふうに思いま  
す。

○井上(信)委員 今のお答弁で、被災者の方々に對  
して謝罪をされたというふうに私は受けとめさせ  
ていただきたいと思っております。

ただ、総理が先ほどおつしやつたように、これ  
から被災地に本庁を置くということも検討すると  
いうことでよろしいんですよね。実は、法案の中  
には本庁の設置場所というものの規定がありませ  
ん。ないということは、設置場所を被災地にも東  
京にもどちらにも置くことができるということだ  
と思いますので、我々、あえて修正案では修正の  
項目とはしておりません。しかし、これは、この  
委員会においても、与党議員の中からも、復興庁  
の本庁は被災地に置くべきだという強い意見があ  
ります。

りましたよね。ですから、きちんと検討をし、実  
現をしていただきたい。いかがですか。

○平野国務大臣 先に私の方から、今までの現状  
についてお話をちょっとさせていただきたいと思  
います。

○古賀委員長 御静粛にお願いします。(井上  
(信)委員、総理、お願いします」と呼ぶ)  
その後に総理から答弁をいただきます、必ず

○平野国務大臣 これまでには、例えば瓦れきの処  
理一つにしても、仮設住宅の建設、その後のフォ  
ローアップについても、さまざまな各省の連携に  
つきましては、被災者支援本部、あるいはその後  
の被災者支援チーム、そして復興本部、これが  
成立をいたしました、こういったものを実施する  
に当たつて、まず現地において、さまざま質  
問、こういったものを改正してもらいたいという  
要望が多分また来ると思います。復興局ができま  
すれば、できるだけその復興局でワンストップで  
対応しまして、そこで決断していただけるものは  
決断していただくということになると思います。

しかし、そうでないもの、特に、例えは規制緩  
和をどうするか、税制に対する対応をどうする  
か、これはどうしても中央省庁での調整が必要に  
なつてしまります。この役割というのは、本当に  
私は大変重要なだと思っております。

こういったものを効率的にやるためにには、やは  
り復興庁の本庁そのものについては東京に置いて  
おくということが大事でありまして、国会がない  
ときには、復興庁の職員はできるだけ現地を歩  
く、歩いて、復興局の職員と現地のニーズ、状況  
をしつかり把握してさまざまな対策を講じる、こ  
ういうことに努めていきたいということに考えて  
います。

○野田内閣総理大臣 法律に今書き込む事項ではないということとの御指摘がありました。そのとおりでございまして、基本的な考え方は、今、平野大臣が御説明をしたとおりでございます。

とはいながらも、それぞれ三党間の中でも、我が党にもそういう御意見があるということでもあります。が、最終的には、被災地の御意見なども踏まえながら、復興庁立ち上げをするときまでに最終的な判断をしたいというふうに考えております。

○井上(信)委員 総理の答弁と平野大臣の答弁が違うと思います。

平野大臣は東京に設置するという答弁で、そして総理は、そうではなくて、きちんとこれから復興庁の立ち上げまでに検討をして決める。ですから、被災地に置く可能性もあるというふうに私は理解しましたが、総理、改めて教えてください。

○野田内閣総理大臣 基本的な考え方は、冒頭私が申し上げましたし、また平野大臣も御説明されたとおり、各省間の総合調整であるとか立法府との関係とかを含めると、東京に置くことが基本だというふうに思っておりますが、それは、最終的には、立ち上げまでの中で判断をしたいということがあります。

○井上(信)委員 現地の、被災地のワンストップでの関係が大切なのか、あるいは中央省庁との調整が大切なのか、それは明らかだと思いますよ。

両方大切でしょ。しかし、やはり、被災地の方々の心に寄り添う形で復興庁を設置する、そういうおつしやつているわけですか、当然のことながら本府は被災地に置いていただきたいというふうに思っています。

総理は、いずれにせよ、検討する、そういう御答弁ですから、しつかり検討していただいて、そな結論を出していただくなことをぜひお願いしたいと。

総理は、いずれにせよ、検討する、そういう御答弁ですから、しつかり検討していただいて、そして、被災地の方々の望みにかなうよう、そんな結論を出していただくなことをぜひお願いしたいと。

もう時間が参りましたけれども、今回の質疑を

通じまして、私は、閣法というのは本当に不十分だということ、残念ながら、これは強いたしました。しかし、その中で、いろいろな問題意識があります。総理の意向というものは、そういう意味では修正案と余り変わらない、私たち自民党とも変わらないということもわかりました。これは私は、きょうの質疑の収穫だというふうに思っております。

ですから、この私たち自民党が主導した修正案を成立させていただいて、この修正案に基づいて、本当の意味でリーダーシップを發揮し、そして被災地へのワンストップ対応をしていく、こういった復興を強力に推し進めていただきたいといふふうに思っております。

最後に、総理、まとめて御答弁をお願いします。

○野田内閣総理大臣 本当に各党で真摯に御協議をいただいた修正案が成立した暁には、その修正案を踏まえてしっかりと万全な体制をつくって、復興庁の立ち上げ、なるべく早い段階に実現をして、一日も早く復興庁が機能するように努力をしていきたいというふうに思います。

○井上(信)委員 御協力、本当にありがとうございます。

○吉野委員 現地の、被災地のワンストップでの関係が大切なのか、あるいは中央省庁との調整が大切なのか、それは明らかだと思いますよ。

○古賀委員長 この際、吉野正芳君から関連質疑の申し出があります。井上君の持ち時間の範囲内でこれを許します。吉野正芳君。

○吉野委員 おはようございます。自由民主党の吉野正芳でございます。

私は、福島県です。福島県の県民の方々は、原子力が爆発する危険性がある、七月の時点で約四万人の方々が県外に避難をしております。今、原子炉の状態は、ある程度落ちついてきました。でも、十一月一日の時点で約五万七千名、今の時点では約六万名の方々が、全国に、県外に避難をし

ております。この六万人近い方々を全国の皆様方が温かい心で受け入れていただいております。この場をおかりして御礼を申し上げたいと思います。

さて、十二月三日でございます、原子力災害の完全賠償を求める双葉地方総決起大会を、双葉地区の方々が一堂に会して大会を開かせていただきました。そこに平野大臣に御出席を賜りました。ありがとうございました。ありがとうございます。

そこで、商工業者、農業者、漁業者、子供の小学校のPTAの会長さん、老人クラブの代表の方、五団体の方々が、本当に生の声を、その場で意見発表したところでございます。私もそこで聞かせていただきました。平野大臣、その生の声を聞いてどういう思いをしたか、その感想をお聞かせ願いたいと思います。

〔委員長退席、大島敦委員長代理着席〕

○平野国務大臣 十二月三日の総決起大会に、私もお招きをいただきまして参加をさせていただきました。

委員から今御紹介がありましたように、その場で代表者の方々の、今の実情。それから将来に対する不安、そういうものを切々と訴えていただけました。その中で、本当に今置かれている状況の中での言いようのない怒りといったものを感じましたし、しかし、その中でも、何とかして一日も早くもとの場所に戻つて生活を再建したい、そういう意欲も感じました。

そういうことを踏まえまして、今までの取り組み、私どもも福島県の再生に向けて全力を挙げて取り組んできたつもりでございますけれども、さらに一步、二歩、三歩、加速をさせなければならぬ、そういう思いを新たにした次第であります。

それとあわせて、やはり、三月の原発発生以来、福島県の方々に非常に御迷惑と御苦労をおかけしておりますことに、改めておわびを申し上げなければならないというふうに思いました。その

として、その一方で、この九ヶ月間にわたりまして困難な状況の中で復旧復興に取り組んでこられたこと、それからまた、次の復興に向けてさまざまな準備をされていること、こういったことに付けて改めて敬意を表さなければならぬというふうに感じました。

○吉野委員 そういう生の声を踏まえて、被災地に寄り添った施策をこれから行つてほしいと思います。

私がここで心打たれたのは、浪江町にある幾世橋小学校PTA会長の佐藤さん、お母さんの生の声なんです。山形に避難しているというお話をしました。子供が、浪江から行つている同級生はだれもない、ひとりぼっちで山形の学校に通つてゐる、そのせつなぎ気持ちをとつと述べていたことに私は感動したんです。

でも、これは、この佐藤さんの例だけではなくて、若い方々、若い夫婦、小さな子供を持つている夫婦、この方々が今別れ別れなんです。だんなは仕事があるから地元に残つて働いている、子供と妻、お母さんは県外または県内の避難地に行つている。別居生活なんですね。今、一番幸せの絶頂なんですね、この若いカップル、夫婦、家族にとつては。ここところが今分断をされている。このところに、総理、何か温かい心を、政府として、我々政治として、何か手を差し伸べてやらねばならないというふうに私は思うんです。ある意味で夫婦の危機、こういうところも今芽生えているというのを現場を見ていると感ずるんです。

総理、どういう形があるか、教えてほしいんです。

○野田内閣総理大臣 何よりもせつないというか心が痛むのは、お子さんがいらつしやつてお父さんやお母さんと離れて暮らす、あるいはお子さんが友達と離れて暮らさざるを得ないという状況の中で、まさに家庭としての営みに支障が出ているという状況は、大変胸が痛むお話でございますし、現実にそういう家庭が多いというふうに承知

をして います。

その ためにも、何よりも まずは 冷温停止状態を実現し、その後に、国が まさに 前面に立つて除染を行つたりモニタリングを行つて、ふるさと に帰れる準備をしていく ことが 大事だ と 思うんです。

ふるさと に 帰る準備 といつても、これは いろいろある と 思います。お父さんやお母さんの雇用の問題であるとか、子供が 暮らせるために子供の健康管理はどうするかとか、あるいは、暮らしている場合には、公的 部門、医療や介護の部門であるとか学校だとか、そういう施設がちゃんと整備できる か どうか、そのスタッフを集められるかどうか、医療施設は ちゃんと 戻つてくるのか、そういう環境整備を、あらゆる省庁が、まさに 総合的に みんなで力を合わせていかなければいけないと いうふうに思つて いる次第であります。

○吉野委員 そこに至るまでは時間がかかるんで す。今なんです。今、何かの手を 差し伸べることを私は 総理に 教えてほしい、こういう質問をさせ ていただきました。

復興庁設置法案の修正案について、修正案提案者にお尋ねをします。

三条の任務規定の修正なんです。私、閣法と修 正案の対比表を見せていただきたいんですけど も、正直言つて、どこが変わったのか、どういう点を修正したのか、ちょっと私の理解不足もある と思います。

○加藤(勝)委員 吉野委員にお答えさせていただ きたい と 思います。  
大きく言つて、二点ございます。  
一つは、復興庁の任務として、東日本大震災か らの復興に関する内閣の事務を助けることというのがございますけれども、この「助けること」について、当初案ではそれを助ける内閣官房をさらに助けるというのが復興庁の位置づけでしたけれども、この修正によつて、内閣官房とともに復興庁が助ける、すなわち同列になつてきて いる、もつ

と言え ば、復興庁の位置づけが 一つ上がつてきて いる、こう いう位置づけをさせていただいて いるのが 一点ござります。

それからもう一つは、東日本大震災からの復興に 關する行政事務の遂行をする ことが挙げられますけれども、これは、当初、先ほど申し上げた助ける任務のほかに、遂行する ことになつておりまして、むしろここで「のほかに」を取つて、並行してこの遂行する任務を行つて いることで、その任務を、助ける任務と 遂行する任務と二つ明瞭にさせて いただいた、この辺が この修正の大きなポイントでござります。

○吉野委員 はい、よくわかりました。ありがと うござります。

次は、所掌事務に係る修正でござります。

最初、我々、復興基本法で復興庁をつくるときには、復興庁で企画立案、調整、そして事業の執行までやるという形で基本法を私たち野党として はつくつた思ひでござります。

ところが、出てきた中身は、復興庁は企画、調整だけだ、事業執行はできない、こういう形で出 てきたんです。修正、本当に皆様方の協議の中でいい案がまとまつたんですけれども、予算、箇所づけまでは復興庁がやつて、本当の事業執行は各 省庁がやると。

事業執行まで復興庁でやるという私たちの思いは今度の修正の中でもどう担保されているのか、そ の辺を加藤提案者に聞きたいたいと思います。

(大島(敦)委員長代理退席、委員長着席)

○加藤(勝)委員 私も復興基本法の協議に参加しました一人として、吉野委員と同じようなイメージを持つて政府案を待つて いたわけでありますけれども、実態は、復興特区に 關する交付金の一部に限定された形で、ほとんどの実施権限は関係各省庁に帰属している、こう いう中身でございました。

そういう中で、本来であれば、実施権限そのものをやはり復興庁にしつかり持たせたいという思 いはありましたけれども、来年の三月十一日までには復興庁をぜひとも立ち上げたい、こう いう時

間との問題がございまして、今回の修正案にいたしました。

具体的には、復興に 關する予算につきましては、復興交付金を含めすべてのと 言つてい いぐら いな、地元からの要望、そして財務省に対する要 求、予算の計上、ここは一括して復興庁が行う。そして、計上された予算については、例えば公共 事業の場合には簡所づけということで、この橋を つくります、との道をつくりますというの がござりますが、それについては復興庁が行う。あるい は、公共事業でない場合には、どの町に幾らぐら いその事業の予算を配分するかも復興庁が決めて、具体的に何をするのか ということも含めてそ の予算を実施する官庁にお渡しを していただきたい。後は実施官庁で実施していくだけ、かよう に なつておりますから、具体的には、実質的な実施 の部分というのはほとんど復興庁で行われるとい うふうに思ひます。

それからもう一点、復興事業全体を統括し監理する といふ規定を置かせて いたきました。統括 する といふことは、ほかの省庁より一段高い立場から指導監督をし、復興の全プロセスをしつかり監理していく、こう いう権限も復興庁に持たせたわけでありまして、そういう意味では、先ほどの予算の部分とあわせて、実質的には実施権限が復興庁にある、こう いうふうにも言える と 思いますし、被災した地方公共団体から見ると、復興庁においてワンストップで物事が処理して いただける、こう いう期待にかなう形になつて いるといふふうに思ひます。

○吉野委員 今度、二重ローン対策で、株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構の事務も復興庁で行つて いるふうにされたわけですが、この辺について、なぜ復興庁の事務にしたのか、谷

○吉野委員 続いて、福島県は大きな県です。全国三番目です。海岸線は百六十キロあるんです。そのど真ん中に原発があるんです。ですから、福島県は、海、太平洋があつて、平野があつて、阿武隈山脈という山があつて、また中通り、平野があつて、二重ローン対策の事務を入れてくれたことは、提案者に感謝を申し上げるところです。

続いて、福島県は大きな県です。全国三番目です。海岸線は百六十キロあるんです。そのど真ん中に原発があるんです。ですから、福島県は、海、太平洋があつて、平野があつて、阿武隈山脈という山があつて、また中通り、平野があつて、二重ローン対策の事務に入れてくれたことは、提案者に感謝を申し上げるところです。

○吉野委員 今度、二重ローン対策で、株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構の事務も復興庁で行つて いるふうにされたわけですが、この辺について、なぜ復興庁の事務にしたのか、谷

○野田内閣総理大臣 御指摘の、まさに地理的な監査役の選任決議の認可、定款の変更、合併の決議の認可、そういうことを追加しております。これは二重ローン救済のための法案の審議過程で、きょうもおられますけれども、民主党の近藤委員なり、公明党の大口委員、実務者で取り交わした三党合意の中で、復興庁設置後はこの株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る業務は復興庁でやろう、そういう取り交わしに基づくものです。

なぜ復興庁か。それは、この二重ローン救済対策というのが、被災地域の復興、中小事業者、あるいは農業者、漁業者、医療福祉関係者、そういう事業者の再生を期すことが地域の復興につながる、それで一番ふさわしい省庁は、やはり復興庁がベストだろう、そういう考え方のとどで三党合意をしたわけであります。

しっかりと復興庁にこのおくれている二重ローン対策も取り組んでいただきたいと修正者として希望しているところでございます。

○吉野委員 まさに復興でありますから、二重ローン対策を、復興に向けて民間の力を出させる意味で、本当にすばらしい、復興庁の事務として二重ローン対策の事務を入れてくれたことは、提案者に感謝を申し上げるところです。

○吉野委員 今度、二重ローン対策で、株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構の事務も復興庁で行つて いるふうにされたわけですが、この辺について、なぜ復興庁の事務にしたのか、谷

○谷委員 吉野委員御指摘のとおり、今回の修正案、先ほど提出させていただいた修正案におきまして、復興庁の所掌事務として、いわゆる二重ローン救済対策としての機構の事務、取締役及び

イメージは私も共有をしているつもりでございま  
す。

特に福島県の浜通りにおいて、第一原発の警戒  
区域で国道六号の一般車の通行が制限をされた  
り、あるいはJR常磐線広野—亘理間で運休して  
いて、地域の住民の皆さん、関係者の方々は大変  
御苦労をされているというふうに認識をしている  
次第であります。

こうした状況において、常磐自動車道の整備  
は、国道六号の通行再開やJR常磐線の復旧とど  
もに、南北の交通の回復を図り、復興を進める上  
で大変重要であるというふうに考えております  
し、常磐自動車道の整備の再開に向けて、除染等  
の放射線対策が必要でございますので、こういう  
取り組みを関係省庁と連携して対応していきたい  
というふうに考えております。

○吉野委員 今総理がおっしゃいました、六号  
線、国道六号はダメです。常磐線、これもダメな  
んです。二十三年、まさにことし、富岡、原発第二  
のあるところですけれども、富岡—相馬間が二  
十三年に開通する予定だつたんです。原発事故、  
地震がなければ今ごろ開通して、本当に、福島  
県浜通りの南北の行き来が大きくなつて、経済の  
活性化、人々の交流が進んでいたんですけど  
も、それが途切れてしましました。

でも、今総理がおっしゃいました。常磐高速道  
路の活用なんです。これは八割方できているんで  
す。だって、ことし開通ですから。まだ工事がス  
トップしていますけれども。

そこで、東大の児玉龍彦教授、この方が、J  
H、今の東日本高速道路のいわき事務所等々と、  
常磐高速道路をどう利用していくかという形で調  
査に入つて、これなら常磐高速道路を使える、そ  
れも、その区間はとりあえず高速道路ではなくて  
普通の一般道路という形で使えるという一つの試  
算を出しているんです。こうすればここは大丈夫  
と。

例えば、盛り土区間は、高さ三メーターの遮へ  
い壁をつくれば放射線の影響はないよとか、高い

陸橋の部分は、これは高いですから、舗装したと  
ころの除染をすれば大丈夫ですよとか、事細かに  
調べてあるんですね。

いわゆるこれは放射能除染対策なので、こうい  
う放射線の専門家を交えた常磐高速道路の活用を  
すべきだと思うんですが、国交大臣、いかがで  
しょうか。

○前田国務大臣 先生には、この問題についてい  
ろいろと御示唆に富んだ御議論をいただいており  
ます。今の件もまさしくそうだと思います。

八割方來ていているのにもかからずということで  
ござります。何とかこれを早期につなぐ。そのた  
めには除染であつたり放射線対策というのが必要  
でございますから、今の御指摘の件も含めまし  
て、平野復興大臣を中心にして、除染や放射線対  
策の内容等、関係省庁と合同チームをつくって実  
際には検討しようということでもう動きが出ており  
ます。それで、なるべく早くそういうことでの結論を  
得て、具体的な計画に取り組んで、実施に取り組  
んでいきたい、こう思つております。

○吉野委員 冷温停止状態は、マスコミ報道では  
十二月に出されるであろうというようなお話を  
伺つています。

総理に伺います。冷温停止状態はいつごろ政府  
として出すのか、その辺を総理にお伺いしたいと  
思います。

○野田内閣総理大臣 ことしの四月にまとめた事  
故収束に向けてのロードマップでは、来年の一月  
までにいわゆるステップ2の実現、冷温停止状態  
の実現ということでございましたが、その後さま  
ざまな取り組みを進めながら、何とか年内にス  
テップ2、冷温停止状態を実現するという、今、  
最後の努力をしていくところでござります。

○吉野委員 年内に冷温と。

新しい東京電力の知見で、いわゆる一号の圧力  
容器は穴があいている、燃料がなかつた。でも、  
冷温停止状態の判断は、圧力容器の下で百度以  
下、そして、放射性物質が出てこないという、こ  
の二つの大きな要素があろうかと思うんですけれ  
ども、その辺のところ、枝野大臣、どうなんで  
しょうかね。

○枝野国務大臣 原子炉の内部は残念ながら外か  
ら見られるわけではございませんが、圧力容器の  
底の部分の温度に加えて、その外側の格納容器、  
そこに燃料が一号機についてはかなりの部分が  
行つていると推測されているわけであります  
が、ここ、雰囲気温度と呼ぶそうですけれども、そ  
こ内の内部の大気の温度等については測定がで  
きておりまして、これについては十分下がつていると  
いう状況でございます。

それに加えて、放射性物質がどう大気中に出で  
いるのかということについては、建屋の上部など  
における濃度をしっかりと測定できるようになつ  
ております。それで、これも着実に減少しております。  
残った状況としては、この後御質問があるかも  
しませんが、万が一大きな余震とか同等の津波  
などが来た場合、それから、今回水漏れで御心配  
をおかけしておりますが、冷却のためのシステム、  
これは事故の後に新たにつくつたものでござ  
いますので若干のトラブルが今後あり得るとして  
も、冷却が継続できるあるいはそうした水が外  
に出るようなことがないということについての確  
認作業を行つております。

こうしたことが確認できれば、年内にいわゆる  
冷温停止状態、ステップ2の完了ということにて  
きるんじゃないかということで、鋭意確認の努力  
を進めております。

○平野国務大臣 常磐道の南北線の早期の開通と  
いうことは、双葉郡のみならず、沿岸地域のとこ  
ろから強い要望が出ております。

御案内とのおり、あそこを連結させるために  
は、一部、一・五キロから二キロぐらいだと思  
ふ。それで、かなり放射線の高いレベルのとこ  
ろを通らなければなりません。

そこで、先ほどの専門家等から提案がされてい  
るというような御紹介もございましたけれども、  
そういうことを踏まえて、今何ができるか、どう  
いうことをしていかなければならないか、検討  
を始めたところであります。

これから現地調査等々もやつていかなくちやな  
らないというふうに考えておりますが、まず全体  
の状況をしっかりと把握しながら、放射線に関する  
専門家、土木工学の専門家、こういった方々の意  
見をいただきながら、できるだけ早期に結論を  
出さなければならぬというふうに考えており

ます。

○吉野委員 時間は区切つてください。一月末までにはとか、放射線の専門家も集めて、今おしゃつた土木工学者も集めて、高速道路会社も集めて、また整備局も集めて、きちんとした結論を出さんだということを。

これは国交大臣にお願いします。放射線の専門家も踏まえた中の検討を一月末までにするんだということをぜひここで約束してください。

○平野国務大臣 検討チームは事務方としては一応立ち上げています。これから専門家を入れて本格的な議論をしていかなければならぬと考えておりますけれども、この高い放射能レベルの中で土木工事を進めるということにつきましては、これまでに経験したことのない面もございます。こういったものを踏まえて、委員、できるだけ早期にという思いは私もよくわかります、伝わっております。そういった思い、地域の思いも踏まえながら、できるだけこれは早期に結論を出して、やれることからやっていくという形で臨んでいきたいというふうに思います。

○吉野委員 南北の交通網をつなぐということは、本当に私たち福島県、縮んでしまった福島県をこれ以上縮み込ませないためにも絶対必要なので、検討もいいんですけれども、検討プラス実行、やれるところからやっていく、ぜひこういう姿勢でお願いをしたいと思います。

次に、原子力事故被害緊急措置法。

私たちが議員立法でつくった法律です。この法律をつくった最大の原因は、東京電力の仮払いが遅かつたんです、少なかつたんです、足りないんです、範囲が狭かつたんです。だから、私たちはこの仮払い・基金法案をつくったわけなんです。これが一番なんです。遅い、足りない、範囲が狭い、この三つの要素、これを解決するために仮払い・基金法案をつくったんです。

福島県は、基金をつくりたい、最初はいろいろな事情があつて基金まで頭が回らなかつたんですけれども、今度は基金をつくって、原賠法で救わ

れない方々とか原賠法の対象にならないところ、例えば食物の検査機器をいろいろなところに置きたいんです。

それで、この基金でいろいろなところに検査機器を置きたいと国と折衝しましたら、検査機器については補助事業があるでしょう、だからこの補助事業を使いなさい、こう言われたんです。補助事業を使いなさい、ここからここまでだという範囲でしょ。だから、対象が狭い。その補助事業の対象にならないところに機器を置きたいんです。

ところが、政府は、福島県との折衝の中で、補助事業を使いなさい、これは補助事業があるからまずその補助事業を探しなさいといつて、基金創設に、全く、後ろのめりといいますか、積極的になつていません。何でそんな補助事業があるかどうかなんという新しい基準をつくったんですか。

○枝野国務大臣

仮払い・基金法の基金につきま

しては、吉野議員からも国会で何度も御指摘をいたしております。

私は、吉野議員からも国会で何度も御指摘をいたしましたときに、今後、基金について具体的な使途等を詰めた上で相談したいというお話をございまして、要望があれば相談してほしい、真摯に対応するということで、その趣旨で事務方に指示をおろしておられます。具体的に事務レベルでの相談が始まっていると報告を受けております。

そうしたことの中で、恐らく既存の事業との重複等の話がやりとりしてあつたんだろうというふうに思います。まさにこの法律の趣旨をしっかりと踏まえて、必要なものについては、積極的に対応するよ

うに思いますが、まさにこの法律の趣旨をしつかりと踏まえて、福島県の皆さん、希望があつたところをお尋ねしたいと思います。

決して、できるだけやりたくないということ

で、生かせるやり方で生かしていきたい、こういう姿勢で事務方にもしっかりと指示を徹底いたします。

○吉野委員 まさに今の大臣の心を現場の事務方が持つていれば、例えばさつき言いました、シンチレーションを買いたいと。確かに、補助事業はありますよ。でも、補助事業というのはここからここまでしかないです、予算もあるし。そこから外のところ、例えば小さな集会所にも機械を置きたい、これは対象にならないんですよ。ここ

のところを補うために私たちは基金法案をつくったのです。その心をわからなくては、折衝をしても、結局は、基金は積まない、全部補助事業でやれということは、対象が狭いということで、この法の趣旨から反するので、そこのところは本当に置いていません。

先ほどシンチレーションの話をしましたけれども、旅行商品造成支援という、福島県からどんどん人が出ていちゃうし、福島県に人が来てくれない、ですから、福島県にまず来てもらおう、見てもらおう、福島県の食べ物を食べてもらおうとして、こういう県の一つの事業を立ち上げております。ここに基金を使いたいといって国と折衝したら、これは補助事業があるかもしれない。このういう補助事業があるとは言いません、あるかもしれないから調べてください、お互いに調べましょう」というのが、今の現実、今の姿。今、現状

で

す。

○吉野委員 今、この制度がここからここまでなんですか。その対象に漏れたところが我々のつくった基金法案ですので、ぜひ大臣の先ほどの答弁にあつた心で事務方に指示を出してほしいと思います。

次に、十二月五日、きのうですね、産経新聞に

食物連鎖の記事が載っています。「もつと深刻な問題を引き起こすのは、野鳥や昆虫かもしれません。小さな生きものたちが汚染の拡大にどう影響するのか、食物連鎖の中で人間にいかなる影響がもたらされるのか。調査や議論は始まっているのでしょうか。」

福島県に多くの方々が来てほしい、そこに交通費を補助する、旅館代を補助する、こんな形で福島県に多くの方々が来るような事業をこの基金でやりたいと言つていて、補助事業をこれからお互いに探しましよう。何を言つているんですか。何で大臣のその思いが現場に伝わっていないんですか。お願いします。

小動物等々についての食物連鎖。また、海もそうなんです。植物プランクトンが動物プランクトンに行つて、それが小魚に行つて、大きな魚に行く。食物連鎖です。こういう生態系に今どういう影響があるか、調査が始まつたのかどうか、そこ

が、ただ、福島の支援についてはいろいろな省でさまざまな支援措置を行つております。いろいろ御要望については、なかなかそこでは即答できません。最初のやりとりでは即答できないということは御理解いただきたい。つまり、いろいろな御理解いただきたい。

○吉野委員 まさに今の大臣の心を現場の事務方で行われ、各省で行わっている支援策との整合性等について、きちんと整理をした上でないとお答えができるないということは御理解いただきたい

と思います。ただ、県の方でも調べてくださいと、これは趣旨が違う。國の方で、経済産業省で受けとめさせていただいたものを、既存の制度との整合性をきちんと整理して、こういうやり方ならできるんじゃないでしょうかとか、これならば御趣旨のところまで行われ、各省で行わっている支援策との整合性等について、きちんと整理をした上でないとお答えができるよとか、そういうことが国の責任できちっと整理をしてお返しをしていく。そのことについて、できるだけスピード感を持ってできるように指示をいたします。

○吉野委員 今、この制度がここからここまでなんですか。その対象に漏れたところが我々のつくった基金法案ですので、ぜひ大臣の先ほどの答弁にあつた心で事務方に指示を出してほしいと思います。

次に、十二月五日、きのうですね、産経新聞に

食物連鎖の記事が載っています。「もつと深刻な問題を引き起こすのは、野鳥や昆虫かもしれません。小さな生きものたちが汚染の拡大にどう影響するのか、食物連鎖の中で人間にいかなる影響がもたらされるのか。調査や議論は始まっているのでしょうか。」

福島県は、私が申し上げた趣旨は事務方にもさらには徹底をしたいと思いますが、ここはちょっと御理解をいただきたいのは、今、この基金の主務庁は、原子力政策を推進してきた責任も

○野田内閣総理大臣 原発事故に伴う放射性物質による生態系への影響を把握するということは、これは重要な課題だと思います。

福島第一原発の周辺地域での生態系への影響を把握するために、環境省では、植物の種子やネズミ等の試料の採取を進め、関係する研究機関とも協力しながら分析を進めることとしております。

生態系への影響の把握には何世代にもわたる長期的な調査が必要と考えられるため、関係する研究機関や学識経験者とも連携しながら、モニタリング方法を検討し、生態系への影響把握を進めてまいりたいと思います。

なお、食物連鎖の上位にある野生のイノシシ等の肉については、関係県により行われている放射性物質のモニタリング検査の結果を踏まえ、暫定規制値を超えた食品が市場に流通しないよう、原子力災害対策本部から出荷制限等の指示が行われているところでございます。

○吉野委員 これは時間も多くかかるかと思いますけれども、きちんとした調査をよろしくお願ひしたいと思います。

除染でございます。

さきの私の質問で、除染を進めるためには、仮置き場の確保、これも市町村に丸投げしているので、国ももっと積極的に人員を派遣して、私は三日でそろえろということも言いましたけれども、そのくらい急げという意味で三日という言葉を使いました。私が質問したのは十一月八日です。

さきようは十二月六日です。もう一ヶ月たとうとしております。

福島県には、五十九の市町村です、もう六十市町村ないです。一市町村に一人派遣したて五十九人です。今、各市町村に、何人、十一月八日からふえた人数、どれくらいいるんですか。総理が約束してくれました。具体的に何人とは言いませんけれども、ふえましたか、ふえませんか。

○野田内閣総理大臣 大規模な除染を迅速かつ着実に実行するために、官房長官をヘッドとした関係閣僚会議をまず設置いたしました。

そして、具体的な人員体制としては、事業実施に必要な職員を集中的に配置すること、とりわけ

福島県には福島環境再生事務所を設けるなど重点的に職員を配置することとしております。まずは来年一月から百名程度の体制に拡充し、除染等の業務に着手するとともに、四月には三百人規模の体制を整えて、大規模な除染を実施していきたい

と思います。

お尋ねの、これに至るまでの当面の措置として、除染等を行う職員として、十一月十八日から関係省庁等による十三名を新たに配置し、体制の増強を行い、除染等に専心できる者として七十名程度の体制を整えたところでございます。

また、自衛隊による役場の除染を先行的に行うこととしているところでございます。

○吉野委員 仮置き場の確保のために、各市町村に国の役人が行って、役場の職員と一緒にになっております。

例え、この間、我々衆議院の環境委員会で福島に行つきました、飯舘村に、除染の現場を見にきました。

○古賀委員長 吉野委員、時間が来ておりますので、御配慮をお願いします。

○吉野委員 はい。

そこで、村長が、今、モデル事業をやっているんです、立ち木の補償が出ないからこのうちは除染できないんだ、なかなか了承を得ることがで

きました。私が質問したのは十一月八日です。さきようは十二月六日です。もう一ヶ月たとうとしております。

福島県には、五十九の市町村です、もう六十市町村ないです。一市町村に一人派遣したて五十九人です。今、各市町村に、何人、十一月八日からふえた人数、どれくらいいるんですか。総理が約束してくれました。具体的に何人とは言いませんけれども、ふえましたか、ふえませんか。

○野田内閣総理大臣 大規模な除染を迅速かつ着実に実行するために、官房長官をヘッドとした関係閣僚会議をまず設置いたしました。

○古賀委員長 時間厳守で本日はお願いしたいと

思います。

○吉野委員 はい。

今私の、村長、町長の指揮下に入るというこ

とをきちんと政府で検討していただきたいと思

ます。

これで私の質問を終わります。

○古賀委員長 これにて井上君、吉野君の質疑は終了いたしました。

次に、高木美智代君。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。

大震災から間もなく九ヵ月がたちます。ようやく、復興特区法案、また復興庁設置法案も修正案がまとまりまして、成立のめどが立ったところでございます。

この九ヵ月間、公明党は、震災直後から、全国約三千名の議員が一体となりまして、現地の要望を聞き、被災者の方々に寄り添い、駆けずり回つて働いてまいりました。その間成立した議員立法は、復興基本法、東電にかわって賠償金を国が立てかえ払いする賠償金仮払い法、また二重ローン法を初めて三十本に上ります。

政府提出の法案の修正や成立にも我が党は全面的に協力をしてまいりました。政府に対して行った提言は、女性の視点を防災対策に取り込む提

言、障害者に対する支援対策、また被災動物の保護などを含め、約二十回、八百項目に及びます。

今、私どもは、県の担当国会議員、そしてまた市の担当国会議員を決めまして、私は今福島を担

当しておりますが、被災地のお一人お一人から、また行政関係者からダイレクトに提案を受けとめ

ながら、スピードが勝負だ、東北の厳しい冬を迎える前に少しでも前にという思いで働いてまいりました。

私は、この九ヵ月間ほど、大衆とともににとい

うが党の立党精神を深くかみしめたときはありません。この年末年始も、被災地で課題の解決のた

めにお一人お一人からお話を伺いながら闘つてまいりたいと決意をしております。

しかし、政府の対応は、今までお話をありますとおり、遅さは、被災地の方々の悲鳴が届いているとはとても思えません。一人一人の生活再建のために、今、全力を挙げなければならぬときだと思います。政府に一層の強い決意を促すものでございます。

さて、本日議題の復興庁設置につきましては、実は、公明党は、震災直後の三月二十二日、甚大な被害が明らかになったことから、井上幹事長が与野党協議の場で、復興担当大臣、また復興庁の設置を提案いたしました。その後も、再三政府に

対して復興庁と担当大臣を早く置きなさいと訴えてきたところでございます。そうしたことが、六月二十日に成立をしました。その後も、再三政府に

復興基本法、復興特区、そして復興庁設置法案が盛り込まれ、復興の路線がしかれたと

思っております。

しかし、最初の提案から約八ヵ月たちまして、そしてまた復興基本法に書いてから四ヵ月も過ぎて、やっと復興庁設置法案が出てまいりました。

中身を見ますと、大臣もふやさない、権限も弱い、当初のねらいから大きく後退した姿だったと思いました。大臣の増員も盛り込んだらどうかと私は個人的に提案をいたしました。また、復興庁の権限が弱い、強化すべしということで、今、野党修正をいたしまして、その野党の修正案を政府がのんで、この上なく強い権限の復興庁になつたと思っております。

そこで、総理、今申し上げた流れを総括して、公明党の主張とござつて来たことをどのようにお感じか、所感を伺います。

○野田内閣総理大臣 三月十一日の東日本大震災の発災以降、御党におかれましては、本当に現地、現場の声を踏まえたさまざまな御提起をたくさんいただきました。これまで、第一次から三

次までの補正予算について御協力をいたいたいこと、復興庁も含めて、復興特区、復興交付金ある

いは復興債、その前の復興基本法、そういうこと  
も含めてさまざまな法案の整備についても積極  
的、建設的な御提起をいたいたしたこと、心から感  
謝を申し上げたいというふうに思います。

おかげさまで、三次の補正とそれを支える財源  
の法案も通りましたので、これからしっかりと復  
興の加速化をしていきたいと思いますし、なお、  
来年度の予算においても、これから復興に向けて  
の取り組みをやっていかなければなりませんの  
で、引き続き前向きな御提起をちょうだいできま  
すようにお願いをしたいというふうに思います。

○高木(美)委員 復興構想会議の五百旗頭議長  
は、我が党の姿勢に対して、幸いなのは公明党の  
ようく被災者への思い入れの深い野党が存在した  
ことというふうに新聞のコラムで書いてくださっ  
ております。本当によく見てくれている、ありが  
たいと思つた次第でございます。

そこで、修正提案者石田議員にお伺いをしたい  
と思います。

まず、この政府原案につきまして、復興基本法第  
二十四条第三項第二号におきましては、復興庁の  
事務は「復興に関する施策の実施に係る事務」とし  
てはいたはずなのに、盛り込まれていませんでした。

また、政府は、各省より一段高い位置づけと説  
明されましたが、政府原案では、これは内閣  
府設置法のほとんど書きであつて、そうなつ  
ておりません。これでは、とても各省庁を束ねて  
の実施事務のワンストップはできないと思いま  
した。

○石田(祝)委員 お答え申し上げたいと思いま  
す。

これは、基本的には、基本法の精神を生かす、  
これが最大の眼目でござりますが、少々具体的に  
申し上げたいと思います。

一つは、復興庁の権限及び機能を強化する。そ  
して、被災地域にさらに寄り添つた組織となるよ

うに配慮をする。こういうことで、被災地方公共団体へのワンストップサービスを実現する行政組織を創設する、こうすることあります。

例えば、私たちの修正案では、復興に関する事業の実施について全体的な統括・監理を行う、そして予算を一括要求、確保し、具体的な実施計画の策定を、いわゆる箇所づけといいますけれども、行つた上で各省に予算の配分をする、こういうこととなっておりまして、事業実施の中核部分の権限を復興庁の所掌事務にする、こういうことでございます。

これは、復興に関する予算に関しては、その要求からいわゆる箇所づけ及び具体的な配分の権限を実質的に復興庁に一元化する、こういうことによりまして復興庁の権限及び機能を強化する、こういうことがなされていくわけであります。

また、修正案では、復興局の内部組織の編成に

権限を含めて、私どもは私どもなりに復興基本法を含めて対応してきたつもりだったのでございま  
すが、今回、修正の協議を真摯にやっていただき  
て、さらに復興庁の機能強化が私はできたとい  
ふうに思つておりますので、その修正案を踏まえ  
て、早期に復興庁を立ち上げるように対応してい  
きたいというふうに考えております。

○高木(美)委員 先ほども申し上げましたよ  
うに、当初提出された法案は、内閣府設置法の写し  
なんですね。ですから、勧告権限というお話をト  
くされますが、それは内閣府設置法の中に当初か  
ら入つっている、そういう内容です。しかし、そ  
は一度も発動されたことはないということが今まで  
の状況でした。

このようすに強い権限であるならば、今回、内閣  
官房とともに内閣の事務を助けるというのは、巩  
らくいまだかつてない規定ではないかと思いま  
す。こういうことが議員の修正ができるのであれば、  
なぜ政治主導とおっしゃる総理が御自分でな  
さらなかつたんでしょうか。

○野田内閣総理大臣 私だけの知恵では足りない  
ものですから、衆知を集めてバージョンアップで  
きたというふうに思つております。

○高木(美)委員 修正の提案者に再度お伺いいた  
します。

よりも大幅に拡充をした、こういうことも考えられると思います。そして、現実には、復興業務に全効力で当たつていただける体制を恒常に設ける、こういうことも大事だということで、この大臣一名については政府原案のとおり、このようにいました。

政務官につきましては、いろいろと行政改革等の観点もござりますので、そこまでは必要ないのではないか、こういう結論になつたわけであります。しかし、政務官三名をゼロにするだけでは幅広い業務はどうかと。ですから、副大臣を二人にして、しっかりと副大臣が復興局の担当する役割、こういうものも担うことを可能とするような制度にしてはどうかということで、副大臣につきましては二名、こういう形にいたしました。

全体的には、当初の政府案では大臣、副大臣、政務官の五名でありますけれども、今回は大臣一名、副大臣二名の三名、こういうことでございまして、私たちは、人數を必要最低限とするとともに、被災地の人たちに復興事業に取り組む姿勢を理解してもらう、そのため、大臣、副大臣、高いポストの入材を増員することにした。これは三名とも認証官ということでありますので、しっかりと仕事をしていただける、こういう観点から今回の修正になりました。

復興庁 これだけの大きな仕事をこなします。修正として合意した内容に、大臣、副大臣という形で設置を規定しております。政務官三人までというふうに原案にありましたが、そこまではいかがかという議論だったかと思います。

なぜ、この政務官三人を削って大臣一名、副大臣二名としたのか、その理由を伺います。

○石田(祝)委員 当初の政府案では、大臣、副大臣をそれぞれ一名、そして政務官を三名増員したい、こういう提案でございました。

私どもは、いろいろ検討いたしまして、修正案においては復興大臣を一名置く、これについて政府原案と同じ、こういう考え方方にいたしました。これは、復興庁の実施事務が当初の政府案と同様

○高木(美)委員 それでは、復興庁本庁をどこに置くのかという話でございます。これは先ほど来多くの議論がございました。

私は、これはまた個人的な提案でございますが、こういう考え方もあるのではないかと思います。例えば、読売新聞の本社は、東京本社、関西本社、西部本社の三つです。また、朝日新聞の本社は、東京、大阪、西部、名古屋の四つが本社でございます。民間企業でもこういう例は多くあります。

東京に本庁を置いて、各省庁に圧力をかけて東ねることも必要ですし、また、被災地に本庁を置いて、被災地の方たちのまさに要望を受けとめな

がら、ワンストップでスピードで対処できる、そしてまたさまざまな細やかな政策に対して配慮ができる、これも大事だと思います。

○野田内閣総理大臣

高木委員におかれましては、前の質疑でも、復興大臣を置くことについて個人としてという前提はありましたけれども、前向きな御提起をいただきました。今回もまた、新たな前向きな御提起と私は受けとめさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、各省との総合調整であるとかあるいは立法府の対応を考えると、東京に置くことが基本かなとずっと被災地に本庁を置いた方がいいのではないかという強い御意見もあった中で、複数のそういう本部、本庁を置くという考え方も新しい御提起でございまして、復興庁を立ち上げる際の最終判断までの間に検討させていただきたいというふうに思います。

○高木(美)委員 それでは、復興担当大臣にお伺いいたします。

復興局、支所はどこに置かれるのでしょうか。また、人員配置はどうお考えでしょうか。特に、公務員の定員が厳しく管理されている中で、どのような対応をされるのでしょうか。

○平野国務大臣

まず、復興局については、被災三県を念頭に置いて今考えております。その中で、復興特区や復興交付金の計画策定支援、復興計画の策定、実行への助言等、被災自治体の要望にワンストップで対応するための事務を行っております。

支所につきましては、復興局から相当距離が離れている地域に設置しまして、被災自治体の要望等を現地できめ細かく受け付けて対応していきた

いというふうに考えております。

職員につきましては、やはり専門知識、特に有

術的な問題、それから法律、こういったものを有する職員をぜひ確保したいというふうに思つておりますが、こういった職員は今あちこちから相当の仕事を抱えていて、本庁レベルでも、あるいは地方局レベルでもかなり大変な状況になっている

というのも事実でございます。しかし、この復興復旧を進めるに当たって、必要な要員は各省にしっかりと働きかけて確保していくといいうふうに考えております。

○高木(美)委員

茨城は、本庁直轄の支所を置いてほしいという御希望を私は伺いました。また、千葉は液状化被害という特殊な事情があります、総理が一番よく御承知かと思いますけれども、そういう事情に配慮をした支所なり本庁の担当窓口を明確に置いてほしいといった地元からの多様な要望に私はこたえるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○平野国務大臣

復興特区制度については、直接の被害を一定程度受けた地域である二百二十二市町村を支援対象としておりまして、その後たしか合併が起きましたから二百二十一市町村になつたたと思いますが、その中には千葉県の十八市九町が含まれております。

これら千葉県内の被災地を含めまして、被災三

県以外の地域についても、復興庁が中心となつて、関係機関による合同支援チームを派遣しまして、復興特区や復興交付金に関する必要な助言を行なうなど、地方自治体の負担が大きくなることのないように十分配慮した支援を行つてまいりたい

というふうに考えております。

窓口につきましても、担当者をきっちり決めまして、ここが窓口ですよということについてははつきりわかるように対応したいといいうふうに思つております。

○高木(美)委員 よろしくお願ひいたします。

総理にお伺いいたします。

これから新設されます復興庁の初代の大臣は、

当然お考えがおありでしようが、どのようにお考えでしょうか。

○野田内閣総理大臣

まさに復興を加速させていくために立つていただくために、適材適所で選んでいきたいといいうふうに思います。

○高木(美)委員

総理は、平野大臣をどのように評価しておられますか。

○野田内閣総理大臣

本当に毎日、被災地の復興のために懸命に汗をかいて、そして現地に赴き、現地の声もよく聞いていただいている。私は、本当に被災地のために粉骨碎身頑張っている大臣だと高く評価をしています。

○高木(美)委員

今の総理の御答弁は、それでは初代の大臣は平野大臣ということでおろしいのでしょうか。

○野田内閣総理大臣

基本的にには、でございます。

○高木(美)委員

ただいまのうなずきで、よく承知をさせていただきました。そうであるという深い御決意のことと思ひます。ぜひとも、今後とも継続性のある取り組みをお願いしたいものでございます。

○平野国務大臣

厚労省に質問をさせていただきます。

診療報酬として請求できないといった内容になつております。

ボランティアにも限界がある、何とかしてほし

いという地元からの切実なお声でございます。厚生労働省の対応を伺います。

○藤田大臣政務官

ただいま歯科訪問診療料の要件の見直しについてお尋ねをいただきました。委員の方から御指摘がございましたように、現場からは、この要件として示されている常時寝たきり等が不明瞭で、必要以上に厳格に運用されているために、歯科診療が必要とされる患者さんに対する適切な医療が提供できていない、こういうお声も伺つているところでございます。

○野田内閣総理大臣

このため、十一月十一日に開催されました中医協においても、論点の一つとして議論をされたところでございます。

○高木(美)委員

したがいまして、今後、中医協における議論を踏まえながら、歯科訪問診療料の要件の見直しを含む在宅歯科医療の見直しを検討してまいる予定でございます。

○平野国務大臣

その際、特に被災地においては歯科訪問診療のニーズが大変高いわけでございますし、既に岩手県のようにさまざま取り組みの中で実施をしようとされているところもござりますので、この歯科訪問診療料の要件の見直しを前倒しして実施でございます。

○高木(美)委員

恐れ入りますが、十二月十日からスタートでございますので、そこで不安を抱えてではなく、早急に対応を再度お願い申し上げます。

○平野国務大臣

恐らく、患者さんたちは、仮設住宅から交通手段もない、そしてまた、行こうにも歯科医院も開業していない。そういう方たちが、この九ヶ月間、歯科診療を受けている、そういう状況でござります。せっかく第一次補正予算に厚生労働省が入れたわけですから、入れたからには、やはり

そうした制度の不都合につきましては早急な対応を重ねてお願い申し上げます。

続きまして、災害廃棄物の処理の問題につきまして伺わせていただきます。

この災害廃棄物の広域処理につきまして、公明党といたしまして、十一月三十日に災害廃棄物広域処理推進チームを設置いたしました。

要するに、なかなか政府の広域処理が進まない、また、引き受けける自治体もなかなか前に進んでいかない。今、東京都が先行的な取り組みをやつてくれておりますが、これもむしろ、政府が何かというよりも、東京都が独自に、もう五月、六月からずっと準備をしながら、現地に東京事務所を開き、支援とあわせて検討しながら進めてきたものでございます。

東京都は、災害廃棄物に係る放射線量につきまして、例えばコンテナに積むとき、コンテナに積んだ後、コンテナからおろすとき、またその後というように、工程上、合計十八回以上放射線量をチェックしながら、不安のないように対応をしてくれております。

こういう私どもの気持ちもあり、また、政府の余りに遅い対応について何らかの対応策をと、こういう思いから全国の議員のネットワークを通じまして広域処理が進むよう後押しをしようとするものでございます。

私は、こうした、例えば東京都の取り組み例の  
ようなことを、もつと政府として積極的に発信す  
べきと考えます。特に、災害廃棄物を受け入れる  
自治体に対する説明であるとか、また支援等も含  
めまして、これは、本来政府が責任を持つて、總  
理が陣頭指揮で行うべき課題であると思います  
が、總理、いかがでしようか。

○野田内閣總理大臣 災害廃棄物の処理を予定ど  
おり進めていくためには、被災地だけで自己完結  
で済ませるかというと、そうではなくて、高木委  
員御指摘のとおり、これは広域処理という観点は  
とても重要なたというふうに思います。  
その中で、東京都に今御協力をいただいており  
ます。それぞれ心懸をしようという自治体におい

ても、果たして安全が担保できるのかどうかといふ不安もあるようでございますので、今御指摘のように、先行している事例を御紹介していくとともに大事だと思います。これはしっかりと対応していくたいと思います。

加えて、私も陣頭指揮に立てということでござります。十一月のたしか二十一日に、全国都道府県知事会議がございました。広域処理の御協力の要請をさせていただきましたし、十二月一日の記者会見の際にも、そうした要請を改めてさせていただきました。また、どこの県のどなたとは言いませんでした。

ませんが、個別に電話でお願いをしているものもございます。そうした観点から、これからも陣頭指揮に立っていきたいというふうに思います。

○高木(美)委員 こうした廃棄物処理につきましては、実施はどこも市町村が中心で行つております。また、最終処分場については、こうした自治体だけではなく、民間が大きな処分場を所有しているところもあります。やはりそれぞれの、進まない、取り除かなければならぬ課題というのも

ありまして、例えば民間処分場に対し最終的処分をお願いした場合、もう何年間もその後の管理の責任というのが伴つてまいります。では、それをどのような仕組みにしていくのかとか、さまざまな角度からの検討、そしてまたその検討結果

○野田内閣総理大臣　御指摘のとおり、きめ細やかな対応をして、総理の御決意をお伺いします。

○高木(美)委員　最後に、これは通告はしているのですが、女性の防災視点ということについての御指摘はしっかりと受けとめていただきたいと思います。

○高木(美)委員　最後に、これは通告はしていないのですが、女性の防災会議を立ち上げました。我が党は、全国の三千名の議員の約三分の一が、九百人が女性議員でござります。この議員の

いる約六百五十八の自治体につきまして、当然男性議員も応援をしてくれながら、女性の視点で調

査を行いました。その結果をまとめまして、十一項目の提言項目をまとめ、官房長官を通して総理に提出をさせていただいたところでござります。

その要望の最初が中央防災会議、設置をされおりましたが、これは、実は、二十六名の構成員の中で女性は大臣を含めて三名たつた三名しかいないというのが今の状況です。せめてこれを三割以上に引き上げていただきたいという要望もありました。

また、地方におきましては今の現状はどうなっているかといいますと、地方防災会議に女性がゼ

口という自治体が、何と、この六百五十八のうち四四%でござります。また、防災部局に女性がゼロという自治体は五二%。

また、避難所の整備、運営に、女性の視点、例えれば子育て支援、授乳するときにカーテンで仕切るとかそういうような内容を反映していない自治体は四七%という、実にこれは、女性に対して、ま

た子育てに對して余りに優しくないという今の状況かと思います。

かとか、お子さんをどうやつてあやすのかとかを含めて女性の視点が足りなかつたということは、

あらゆるところから報告が来ていると思います。中央防災会議を含めて、あるいは地方においても、やはり女性の観点をもつて取り入れるべく全

力を尽くしていきたいというふうに思います。御指摘はしつかり受けとめていきたいと思います。御会議を立ち上げまして今進めております。このことにつきましては再度取り上げさせていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○古賀委員長 これにて高木君の質疑は終了いたしました。

次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

来年の通常国会で、福島復興再生特別措置法案、仮称でございますが、提出されると聞いております。福島県からの強い要望もあり、私自身も

繰り返し質問をしてきました。しかし、まだ骨格者は示されておらず、報道によると、避難解除区域の復興や長期帰宅困難者への支援、健康調査などの放射線対策や企業への税制優遇措置などが取りざたされているよう伺っています。

大変限定的なイメージも持っているわけなんですがれども、確認したいのは、県内外十五万人を超えると言われている避難者を含めすべての県民が対象である、また、その所管は当然復興庁である、このことをまず確認いたします。

○平野国務大臣 今、福島再生のための特別法については鋭意検討を進めているところでございま

す。

対象とすれば、まず、県内全域を対象とするという前提で今作業を進めております。また、避難者への支援につきましては、委員御指摘のとおり、県内外を問わず、特に県外にはまだ六万人、十一月十六日段階で六万人を超える方が県外に避難されております。県内外を問わず支援措置を講じ







かということあります。

復興基本法では、復興施策の企画立案、総合調整、そして、実施に関する権限が復興庁に付与されていた。つまりは、復興事業を企画立案し実施する権限を持つた、いわば被災地におけるオーバーリティーになるはずだったわけです。

しかし、これが復興庁設置法案になつて「換骨奪胎」されてしましました。設置法案四条における所掌事務は、復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案、総合調整と、なぜか「基本的な方針」という復興基本法にはない言葉が挟まつております。

これはちょっととの違いに見えますけれども、この一言が入るだけで全然意味が違つてくるんです。つまり、復興庁が企画立案するのは、復興施策そのものではなくて、基本的な方針だけであつて、個別の復興事業をどう進めるのかということについては権限の範疇外だということになってしまいます。これは、あくまで各省庁、各事業官庁のもとで行われる仕事だということになつてしまします。

さらに、それだけでは心配だったのか、復興基本法にあつた復興施策の実施権限を御丁寧に条文から外している。そして、その下に書いてあります、四条の二項を見ると、復興庁が事業官庁の権限を決して侵すことができないように念には念を入れて条文がつくられているのが、見ればわかります。

こういうふうに条文の一部に手を加えることで法案のもともとの趣旨をすつかり変容させて骨抜きにしてしまうというのが、いわゆる霞が関文学の世界だと思います。「基本的な方針」、この一語を追加したことだけで復興庁は実質権限ゼロに等しくなつて、それでいて事務次官ポストが一つふえて、局長級ポストがふえるんだから、これは復興に名をかりたいわば霞が関の焼け太りにすぎない、こういうふうに思います。

復興庁設置法案の条文に、「復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並び

に総合調整」と、「基本的な方針」という文言を追加した意図は何なのか、お尋ねしたいと思いま

す。

○平野国務大臣

委員御指摘のように、まず、復興基本法第二十四条第三項第一号でございますけれども、復興庁は、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務を担うこととしております。

○平野国務大臣

これを受けてまして、復興庁設置法案では、第四条第一項第一号から第三号で、先ほど申し上げた基本法第二十四条第三項第一号の企画立案、総合調整事務を具体的にわかりやすく記述をしている

と、ということです。

御指摘の基本的な方針は、この具体的な例示と

して、第四条第一項第一号において、特に去る七月に定められた復興基本方針の改定等の業務を担当する旨を明確にしたものでございます。

○柿澤委員

もともとの復興基本法の規定までこの

ようふうにして換骨奪胎してしまつ。霞が関がこんなスタンスだったら、幾ら少しばかり法案に修正を加えたとしても、結局は復興庁の権限が骨抜きになることは目に見えているというふうに私は思います。

○柿澤委員

もともとの復興基本方針、これは七月に取りまとめましたけれども、こうした方針がたくさん盛り込まれていますので、これを着実に具体化をしていきたく思いますし、これから我々が目指すべき方向というのは地域主権戦略だと思います。

○柿澤委員

次に、復興基本法三条の国の責務について伺います。

○柿澤委員

世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示す、こ

ういうことが書かれています。これは、被災地の復興が将来におけるこの国の形を先駆的に具現化するものである、そういうべきだと基本法ではとらえているということだと思います。

○柿澤委員

いささか抽象的な答弁であり、復興基本法二条の基本理念に書いてあることをただなぞつてはいるだけのようにも聞こえます。また、二十一世紀半ばの日本のあるべき姿を総理に語つてほしい、こういうお話をしたわけですので、手元の資料に目を落としてお読み上げになる姿は、とても残念です。

○野田内閣総理大臣

今回の大震災からの復興といふのは、被害を受けてそれをもとに戻すという

○古賀委員長

これまでに未来に向かって復興でなく

そういうことを踏まえた第三条だと思いますけ

てはなりません。

れども、少なくとも日本は、今後、少子高齢化、人口減少、国境を越えた社会経済活動の進展と

いた構造変化に、より一層直面することが予想されますし、食料の問題とかエネルギー問題、地球温暖化といったグローバルな課題も克服していくなければならない、そのための先進的な取り組みを行なう国であるべきだというふうに思います。

そのため、復興に当たっては、例えば高齢化や

人口減少等に対応した新しい地域づくりやコミュニティの再構築、被災地産品の海外への販路拡大、被災地を初め我が国に対する外国からの投資の促進等、世界に開かれた復興、エコタウンの実現、再生可能エネルギーの導入促進など、日本の未来を見据えた取り組みを展開することとしておられます。

○野田内閣総理大臣

出先機関は、例えばこの被災地の出先機関でありますけれども、復興の事務だけを行つてはいるわけではありません。だから、それを束ねればいいというふうに思いますが、それを束ねればいいというふうに思います。

一方で、出先機関は原則として廃止をするとい

うことは、私ども、アクション・プランとして閣議決定をしています。そのことは来年法案を提出する予定でございますので、今のその御指摘とは別に、アクション・プランに基づいて国の出先機関の廃止に向けた取り組みはしていきたいというふうに思います。

○柿澤委員

まさに現地主導で被災地の復興を強

力に進めていくというわけですから、この部分についても、私は、東北地方の国の出先の機能を

付金であるとか復興特区といった、その先駆けになるような制度もこれから実施をされるということで御理解をいただきたいというふうに思いました。

○柿澤委員

まさに現地主導で被災地の復興を強

力に進めていくというわけですから、この部分

については、私は、東北地方の国の出先の機能を

付金であるとか復興特区といった、その先駆け

になるような制度もこれから実施をされるとい

うことは、私ども、アカション・プランとして閣議決定をしています。そのことは来年法案を提出する予定でございますので、今のその御指摘とは別に、アクション・プランに基づいて国の出先機関の廃止に向けた取り組みはしていきたいというふうに思います。

一方で、出先機関は原則として廃止をするとい

うことは、私ども、アカション・プランとして閣

議決定をしています。そのことは来年法案を提出する予定でございますので、今のその御指摘とは別に、アクション・プランに基づいて国の出先機

関の廃止に向けた取り組みはしていきたいとい

うことは、私ども、アカション・プランとして閣

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございました。

総理、国会も会期末を迎えるとして、連日の国会質疑、御登壇、御苦勞さまであります。先ほど来、遅いというお話を先进国の首脳の中で、これほど国会なり議会に登場しなければいけない首脳というのもないんじゃないのか、私はこう思うわけであります。この点においては、我が国は、議会人としてよいことであろうと思いますけれども、ある意味、総理がきちんと公務をこなす上では国会の拘束がややきついのかなという思いもしないでもありません。

ただ、他方、こうやって総理がさまざまに議会の意見に対して真摯にお答えをいただいていると、いうこの姿は、テレビ等を通じて国民の多くの方々の共感を得られるのではないか、このように思う次第であります。

さて、総理、復興なくして日本の再生なしという姿勢は、所信表明演説でも繰り返し宣言をされた野田政権の基本方針であります。こうした中で、今臨時国会では三次補正、財源の確保法案が成立をし、さらに、二重ローン法案、被災地域の支援策を盛り込んだ復興特区法案、この司令塔となる復興庁の設置法案、この三法案について、政府・与党、そして野党の皆様との協議の中で政府案を修正することで成立を期す合意が調つたわけであります。

この間、額賀先生、谷先生、石田先生、自公民の各党の先生方と我々は協議を進めていたわけですが、すなわち、議会が知恵を出し合いであります。野田政権のスタイルが今臨時国会で定着しつつあるのではないか、このように思つてあります。が、総理御自身、どのようにお考えでしようか。

○野田内閣総理大臣 私どもの政権の一番の大き

な目標は、震災からの復旧復興と原発事故の収束でございました。

これについては、先ほど来、遅いというお話を上げたいと思いますし、今回も、この復興庁に関しては、近藤委員も実務者協議で与野党協議の最前線に立つていただき、大変いいものをまとめました。復旧復興は、党派を超えてみんなで何よりも、復旧復興は、党派を超えてみんなで

汗をかかなければいけない部分だと思います。政府も一生懸命やります。ただ、政府では足りない知恵もあるかもしれません。これからも与野党協議を通じて、皆様のお知恵をかりながら、被災者のために、國民のために一生懸命仕事をしていきたいと思いますし、そのために、さまざまな課題がありますが、一つ一つ乗り越えていく、丁寧に前進をさせていく政治姿勢を堅持していきたいと思つております。

それから、総合調整の権限も、もともと政府案では勧告権はありましたが、各省に尊重義務を課す等々、これについてもさらに強化をしていただいたということで、攻撃的なミッドフィールダーが、いろいろな人がいますけれども、ジダン・クラスになったのかなという意味で、バンジョンアップできたというふうに思つております。

さて、復興庁でありますが、さまざまな委員から指摘があつたように、一つのスーパー官庁とで野田政権に協力ををしていきたい、こう思うわけであります。

そのためには、司令塔として、時には得点もゲットするといった役所になるためには、第一に人材だと思います。人は石垣、人は城でありますから、人材が極めて重要であります。

現在、約百名の復興本部の職員を政府においては倍増以上にするという方針を聞いております。その中で、もちろん霞が関の英知、そして人材を集めることはこれまで重要なことがあります。同時に、自治行政の経験者であるとか民間の方々であるとか、そういう方々を任期つきの採用といふ仕組みを持つことが法律上も明記をされたわけであります。

この復興庁は、地元の被災自治体の方々からの要望の一元的な受け付け、予算の配分、また復興施策を統括するといった権限を持つわけでありますが、各省庁の動きを見ながら、復興施策をフォローするだけではなくて全体のベースメイカーとして施策を企画し、復興を先導すべき役割だらう、こう思うわけです。

野田総理が時折例として使われるサッカーに例

えると、復興庁は攻撃的なミッドフィールダーのような役割を我々は期待して、この法案修正に臨みました。各省の対応に抜けがないか、落ちているところがないかという、守りだけの組織では決していけない、こう思うわけであります。が、総理、いかがでしようか。

○平野国務大臣 まず、復興庁、復興局及び支所の職員というのは、これから被災自治体の支援、そのニーズに対するワンストップでの対応を実現するために、各府省の制度、復興施策、あるいは法律等々に精通していることを求めたいというふうに思います。

しかし、何よりもやはり熱意のある方。特に、例えば支所に配置されて、今までに生活した経験のないところで長い期間仕事をするということにもなると思います。そういう場合には熱意といふことの大切だと思っておりまして、熱意のある人材を確保したいというふうに思つています。

このため、基本的には各府省からの出向者が多くなるというふうに考えておりますけれども、委員御提案がございましたように、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいというふうに考えております。

あわせて、民間からのさまざまな知恵を吸収すべきではないか、ボランティア等々の活動についても評価するシステム等々が必要ではないかといつた趣旨の御意見、御提案をいただきました。

政府としましては、東日本大震災復興特別区域法案において、市町村においてさまざまな人の意見を聞く復興推進協議会を組織することができるといふことになつております。この組織を活用しまして、住民の意見、さまざまな方々の意見ができるだけ吸収すると同時に、支所、復興局の職員が常に歩き回つてさまざまな意向を酌み取るということも大事ではないかということをいいます。

被災地のコミュニティづくりの支援や心のケアなどをうボランティアの方々との協力ということも大事でございまして、こういった方々との

が出てこようかと思います。そうしたアイデアを酌み取る仕組み、インセンティブを与える仕組み、また、被災地域で汗をかいている方々を励ます仕組み、ボランティアの方々をたたえる仕組み、そういうた知識も必要かと思います。

復興担当大臣 いかがでしようか。

連携のもとで、被災者の皆様を支えていくよう努力していきたいというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 大臣が御答弁いただいた協議会の仕組みは、自民党の加藤先生の御提案を受けて盛り込んだわけありますけれども、ぜひ活用してもらいたいと思うわけであります。

います。その際には、緊急事態宣言が解除されれば、原子力災害本部の被災者支援チームは基本的には解散をするというたてつけだらう、このように思うわけであります。そうなると、さて、この被災者支援の業務をどこが担うんだろうか、こういう議論も出てくるかと思います。

一名増員、副大臣二名増員となるわけです。内閣  
でいえば、現在十七名が一名閣僚がふえるという

先日の両院議員総会で、総理は、所信表明でも皆様にお約束した郵政関連法案の成立を期していくべきだなと述べられ、また、野田政権発足時の国民新党との連立政権合意書にも、今国会で郵政改革法案成立に最優先課題として取り組むと記載され、合意をいたしました。

同時に、人材と知恵を集めて、やはり大事なのは、お金といいましょうか、予算の配分の仕組みだと思うんですね。

と思うわけですが、復興の資金繰りを扱う特別会計を設けるということが与野党で方向としては合意をされたわけであります。この特別会計の性質は、歳入を管理するということでありましたけれども、場合によつては、歳出の部分もきちんと管理をする特別会計であるのが自然体であろう、このように思います。特別会計については、政府においてこれから検討されると思想いますが、ぜひこの復興庁設置法の精神をしつかり酌み取つ

私は、長期帰宅困難地域の方々への支援及び復興策については、復興序が積極的に政策を主導すべきであるし、長期的には一元的に責任を持つべきではないか、このように思うわけであります。が、復興担当大臣、このあたりはいかが整理をされておるんでしょうか。

○平野国務大臣　いづれ警戒区域の見直しはあるいは計画的避難区域の見直しは、できるだけ早くやらなければならぬというふうに思います。その見直しの結果として、あるいは、今委員からお言葉がありましたが、長期帰還困難区域等々が出る可能性もあります。

そういったことを想定した上で、しかし、やは

て制度設計をお願いしたいと思います。

特別会計は、我々民主党政権は基本的には整理をする、こういうことで臨んでまいりました。しかし、期間限定であります。そして、復興庁にきちんととした権限と行動力を与えるためにも、この特会の性質というのは極めて大事ではないか、このように思いますので、政府においてしっかりと検討していただきたい、このことを要請したいと思ひます。

私は、長期帰宅困難地域の方々への支援及び復興策については、復興庁が積極的に政策を主導すべきであるし、長期的には一元的に責任を持つて対応すべきではないか、このように思うわけであります。が、復興担当大臣、このあたりはいかが整理をされておるんでしょうか。

○平野国務大臣 いづれ警戒区域の見直しはあるいは計画的避難区域の見直しは、できるだけ早くやらなければならぬというふうに思います。その見直しの結果として、あるいは、今委員からお言葉がありましたけれども、長期帰還困難区域等々が出る可能性もあります。

そういうことを想定した上で、しかし、やはりできるだけ広い地域のエリアで帰還できるような状況をつくらなければならない。そこには、除染だけではなくて、インフラの整備、雇用対策、学校、それから保育所、総合的な対策が必要でございます。こういった政策については、私は、委員からも御提案がございましたけれども、復興庁が担うのがいいのではないかという考え方を個人的には持っております。関係閣僚もそういった考え方を持っている方が多いというふうに思つております。

もう一点、復興担当大臣にお伺いしたいんです  
が、今回、除染や瓦れき処理について、与野党の  
協議の中でいろいろな意見がございました。復興  
庁に寄せたらしいんじやないかという声もありま  
した。しかし、結果として、環境省が引き継ぎ担  
うことで整理をいたしました。総合的なその調整  
業務は復興庁が担うべきであります。

私は、長期帰宅困難地域の方々への支援及び復興策については、復興庁が積極的に政策を主導すべきであるし、長期的には一元的に責任を持つて対応すべきではないか、このように思うわけであります。が、復興担当大臣、このあたりはいかが整理をされておるんでしょうか。

○平野国務大臣　いざれ警戒区域の見直しはあるいは計画的避難区域の見直しは、できるだけ早くやらなければならぬというふうに思います。その見直しの結果として、あるいは、今委員からお言葉がありましたけれども、長期帰還困難区域等々が出る可能性もあります。

そういうことを想定した上で、しかし、やはりできるだけ広い地域のエリアで帰還できるような状況をつくらなければならない。そこには、除染だけではなくて、インフラの整備、雇用対策、学校、それから保育所、総合的な対策が必要でございます。こういった政策については、私は、委員からも御提案がございましたけれども、復興庁が担うのがいいのではないかという考え方を個人的には持っております。関係閣僚もそういった考え方を持つている方が多いというふうに思つております。

これから警戒区域、計画的避難区域の見直しの状況、こういったものを踏まえながら、この役割についてどうするかということについては、閣内でしつかり議論して、しかるべき対応をしていきたいというふうに思つております。

○近藤洋委員　大臣、ぜひそういう方向で閣内での議論を進めていただきたい、このように思います。

最後に、総理、今回の法改正で、自民党さん、公明党さん、また各党の御理解をいただき、閣僚

府全体、内閣全体で見れば、復興、さらには農政改革から、税と社会保障、経済の再生、さまざまな課題を抱えているわけであります。普天間の議論もございます。大臣、副大臣を増員することでの内閣の強化が図られる、結果として復興にもつながる、このように期待をしているわけであります。が、総理大臣、この増員をどのように御活用されるお考えか、それを伺つて、質問を終えたいと思ひます。

○野田内閣総理大臣 今回の与野党の修正協議の中で、今委員御指摘のとおり、大臣一人、それから副大臣二人という形の増員を修正の中ではお認めいたたくという形になつております。これは、復興にまさに万全を期せという観点からの御対応だと思います。このことはしっかりと受けとめて、当然のことながら復興庁の業務がこれから増大をするわけですから、大臣、副大臣がその業務に注力をするということだと思います。

これが基本だと思いますけれども、一方で、内閣府、内閣官房の全体を見渡して、担務の見直しもあわせて行わせていただくことによつて、内閣全体の機能強化にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 時間ですので、質問を終わります。

○古賀委員長 これにて近藤君の質疑は終了いたしました。

次に、中島正純君。

○中島(正)委員 国民新党の中島正純でござります。

冒頭、総理にお伺いいたします。東日本大震災の復興に一番大切な郵政改革法案について伺いま

郵政改革法案が成立すると会社の株式が売却されるようになります。日本たばこやNTTの過去の例のように、会社の価値を高めると二十兆円ぐらいたる財源ができる可能性もあり、復興増税をしなくてもよいかもしれません。そういう意味でも、今国会で郵政改革法案を絶対に成立させなければならぬということです。

今国会の会期末も近づいてまいりました。総理大臣は、今国会で郵政の改革法案を成立させる気持ちがあるのか、それともこのままそつきで国会を閉じてしまうのか、どうなんでしょうか。

○野田内閣総理大臣 郵政改革関連法案は、郵政民営化によって生じた諸問題を克服して、郵政事業サービスが利用者の立場に立つて郵便局で一括的に提供され、将来にわたり、あまねく公平に利用できることを確保するものです。

これについては、委員御指摘のとおり、八月三十日に国民新党的亀井代表と、最優先課題として取り組み、各党修正協議での合意を図り、次期臨時国会において成立を期す旨の合意をいたしましたし、一般の所信表明演説でも言及をさせていただきました。

したがって、内閣を挙げて法案の成立を図つて、いくために全力を尽くすことが基本的な姿勢でございまして、きょうも閣議の後に自見大臣と情勢の分析などを行わせていただきました。

○中島(正)委員 被災地の方々は待つておられますが、この法案を通すのを。大きな財源となりますので、ぜひ通していただきたい。国民も、増税になるとから考へると、この財源によって増税をしなくてもいいということになることを待ち望んでおります。どうか早期の成立をよろしくお願ひしたいと思います。

統いて、警察の取り組みについてお伺いいたし  
ます。

震災の発災当時から、自衛隊、消防、警察の方々には、被災者の搜索、救助、治安維持、さらには放射能対策等で、昼夜を分かたず、国民の生命、身体、財産を守っていただいていることに心から敬意を表します。私は、震災発生後、何度も災地に行きました。そのときに、みずから危険を顧みず、常に被災地を守ってくれているのが自衛隊であり、消防、警察の皆さんでした。その姿を見たときに、非常に頼もしく思いました。

私は、先日も議院運営委員会の視察で福島県に行つてしましましたが、そのときに、二十キロ圏内に立入禁止の検問を行う機動隊員の姿や防犯警戒のために警らをする警察官の姿を見ると、本当に頭の下がる思いでした。

山岡大臣にお伺いしますが、現在もそのような状況のもと、今後復興庁が設置され、復興に向けた取り組みがさらに強化されることになりますが、発災後十ヶ月における復旧復興に向けた取り組みとしてどのようなことが行われてきたのか、確認していくことが大切であります。特に、警察の取り組みについて確認させてください。

被災地への部隊派遣状況と派遣された部隊の活動概況について教えていただけますでしょうか。

○山岡国務大臣 お答えを申し上げます。

今、委員のお話のように、自衛隊や消防、なんどんく警察に対しても本当に多大な御理解と、また、勇気づけられるようなお言葉をいただきて、全国警察の皆さんも大変勇気づけられています。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

先生の御質問の、東日本大震災の発災に伴つて警察がどういうことをしていたか。特に、全国から延べ八十万人の警察職員を岩手県、宮城県、福島県に派遣して、被災者の救援活動、行方不明者の捜索、避難誘導、そして緊急交通路の確保、御遺体の収容・身元確認、パトロール等々の各種活動を行ってきたところをございます。

現在も千六百人の応援部隊を派遣しております。一方では、地元の警察約三千六百名と仮設住宅のパトロールや福島第一原発の周辺の警戒区域の検問や

警ら活動、パトロール等を行っているところでありまして、今後とも、被災地における安全、安心を確保するため、全国警察が一丸となって各種警察活動に全力で取り組んでいく所存でござります。

○中島(正)委員 本当に津波の甚大な被害が極めて広範囲にわたっており、行方不明者の搜索や身元確認は相当困難であると思います。また、警戒区域における警察活動は、被災地の復旧復興は、これまでに経験したことのないさまざまな困難を伴つていております。どうか警察の方には頑張つていただきたいというふうに思います。

被災地においては、家屋を流され、家族を失う中で住民同士が助け合つて生活をしておられます。が、そうした中で、残念ながらこの混乱に乗じて犯罪を行う者も出てきています。津波により町全体が流されて、家や職場を失い、被災者が各地に分散して避難することによって、従来の地域コミュニティが崩壊し、地域社会の犯罪抑止力が弱体化するおそれがあります。

山岡大臣にお伺いいたします。

発災直後から現在に至るまでの犯罪の発生状況についての御説明と、今後の被災地の治安確保のための対策について御見解をお伺いします。

○山岡国務大臣 そのことにお答えする前に、本

当に、今もまた警察の職務に対する深い御理解をいただきました。

震災発生直後から、もちろんほかの皆様もそういを申し上げます。

先生の御質問の、東日本大震災の発災に伴つて警察がどういうことをしていたか。特に、全国から延べ八十万人の警察職員を岩手県、宮城県、福島県に派遣して、被災者の救援活動、行方不明者の捜索、避難誘導、そして緊急交通路の確保、御遺体の収容・身元確認、パトロール等々の各種活動を行ってきたところをございます。

をいただきますと、頑張りがいがあつた、みんなもこういうふうに思うんじゃないかと思います。ありがとうございます。

そこで、被災三県においては、発災以降、刑法犯全体は今減少はしておりますが、発災直後は、無人となったコンビニのATMをねらった現金盗難事件とか、福島県においては空き巣が非常に多発いたしましたが、最近では、被災三県の治安は落ちついております。

被災地復興においては、治安の確保は重要であるということから、引き続き、警察としては、警戒区域における検問、パトロール、犯罪の取り締まりの強化、仮設住宅等への警察官の立ち寄り、ボランティアによる自主的な防犯パトロール活動への支援など、犯罪発生の抑止や住民が安心して生

活できる環境を確保するために全力で努めてまいりたいと思っております。

また、第三次補正で新たに三県に七百五十人の警察官を動員していただきましたので、速やかな配備ができるよう準備に今全力を挙げております。

○中島(正)委員 本当に、いわゆる火事場泥棒のようなことは許すことできません。亡くなられた方の財産を盗んだり、泣く泣く仮設住宅に避難し、家を留守にしている間に泥棒に入るなんてことがないように、防犯強化を図つていただきたいというふうに思います。

今後の治安の確保という観点から、気になることがあります。暴力団が被災地への人材派遣や各種復興事業に入り込んでいるということを耳にいたしました。山岡大臣、被災地における暴力団の浸透状況と、それにに対する警察の取り組みについてお聞かせください。

○山岡国務大臣 暴力団対策につきましては、

今、警察を挙げて新条例の施行などに取り組んでおりました。今もなお被災地三県においては全国から約千六百名もの警察官が応援に入っているものと承知をしており、その活躍には敬意を表したいというふうに思います。

良好な治安は、被災地の復興の礎でございます。政府としては、新たに設置される復興局などを通じて、現地で活動する警察とも緊密に連携しながら、被災者の安全、安心の確保を図り、一日も早い復興に全力を挙げてまいる所存でござります。

先生御指摘のとおりありますので、これを徹底的に排除する必要があると認識しております。これまでに暴力団が復旧工事に違法に労働者を派遣したとか下請に不当に介入した事案とか緊急小口資金特例措置を悪用して現金をだまし取つた事案を検挙しておりますが、今後とも、暴力団の活動把握、取り締まりを徹底するとともに、各業界、関係省庁、関係地方団体と協力をいたしまして、暴力団排除条項の導入をお願いしたり、警察との連携強化等を働きかけることによりまして、暴力団の参入、介入を徹底的に排除していく所存でございます。

また先生からの御指導もよろしくお願いを申し上げます。

○中島(正)委員 復興の予算を暴力団が資金源にしているということは、あつてはならないことであります。徹底的に取り締まっていただきたいというふうに思います。

最後に、野田総理にお伺いいたします。

以上確認してきたように、治安の確保は、今後の復興活動において極めて重要な要素であります。復興庁設置後、警察との連携をどのように図つていこうとお考えか、野田総理の御見解をお聞かせください。

○野田内閣総理大臣 被災地では、発災以降ずっと、全国の警察が、震災の直後から救出救助活動

あるいは治安維持活動で大変業務にいそしんでいました。今もなお被災地三県においては全国から約千六百名もの警察官が応援に入っているものと承知をしており、その活躍には敬意を表したいというふうに思います。

良好的な治安は、被災地の復興の礎でございます。政府としては、新たに設置される復興局などを通じて、現地で活動する警察とも緊密に連携しながら、被災者の安全、安心の確保を図り、一日も早い復興に全力を挙げてまいる所存でござります。

○中島(正)委員 被災地の一日も早い復興のため、私たち国会議員も全力で頑張ります。皆さ

ん、頑張っていきましょう。  
ありがとうございました。

○古賀委員長 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。  
野田内閣総理大臣、御退席いただきて結構でございます。御苦労さまです。

○古賀委員長 この際、本案に対し、柿澤未途君から、みんなの党提案による修正案が提出されております。  
提出者から趣旨の説明を求めます。柿澤未途君。

復興庁設置法案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○柿澤委員長 ただいま議題になりましたみんなの党提出の修正案について、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

東日本大震災からの復興のためには、被災地に事務、権限及び人員を集約し、即断即決の体制で迅速に復興を進める必要があります。しかしながら、政府案は、各省の縦割り行政を温存し、また、このような非常事態の中で、事務次官ポストを増設するなどの焼け太り法案となつております。  
そこで、みんなの党は、本修正案において、復興庁を被災地に置き、復興のための企画立案、事業の実施権限を集約し、事務次官ポストは廃止することとしております。以下、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、復興庁は、被災地である仙台市に置くこととしております。

第二に、復興庁の所掌事務は、東日本大震災復興基本法第二十四条第三項各号に掲げる事務を一元的につかさどることとなるよう、別に法律で定めます。

めるものとしております。

第三に、国務大臣の数を増員する規定及び復興庁に事務次官を置く規定を削除するとともに、復興庁に置かる職の設置等に関する政令を定めるに当たっては、行政改革を推進する観点を踏まえて行うものとしております。また、復興庁の職員については、民間の人材を積極的に登用するものとしております。

第四に、即断即決の体制で迅速に復興を進めるため、復興推進委員会の委員に政党の代表者である国会議員を加えるとともに、復興に関する重要な事項については、復興推進委員会に諮問しなければならないものとしております。

第五に、復興大臣は、おおむね三ヶ月に一回、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、復興の状況を報告しなければならないものとしております。

第六に、復興庁の廃止期限を平成二十七年三月三十一日に前倒しするとともに、復興庁の事務、権限及び人員については、地域主権型道州制への移行に向けた検討等を踏まえ、復興庁が廃止されるまでの間に、被災地域の地方公共団体への移譲に向けた検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしております。

以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

なお、民公の三党合意に基づく修正案が提出されておりますが、修正の方向性は復興庁の復興によるなどの修正を行うこととしております。  
以下、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、復興庁は、被災地である仙台市に置くこととしております。

第二に、復興庁の所掌事務は、東日本大震災復興基本法第二十四条第三項各号に掲げる事務を一元的につかさどることとなるよう、別に法律で定めます。

○古賀委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に入るのであります。その申し出があ

りませんので、直ちに採決に入れます。

内閣提出、復興庁設置法案及びこれに対する両

修正案について採決いたします。

まず、柿澤未途君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、近藤洋介君外六名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本修正案は否決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本修正案は否決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本修正案は否決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

現に万全を期すべきである。

一 法案修正において、復興庁が被災地の二〇二〇年二月二日付で対応できるよう、権限強化を図った趣旨にかんがみ、復興に関する事業については、基本的に復興庁において、予算要求、予算計上、予算配分などを一元的に

行うとともに、事業の統括、監理を積極的に実施すること。

二 復興庁の本庁の所在地については、復興庁には、関係行政機関との調整、立法府への対応なども考慮しなければならない一方、被災地からの強い要望があり、復興庁も被災自治体や被災者と身近に向き合う現場機能が求められていることを十分踏まえた対応をするこ

と。

三 復興の主体である市町村が復興事業を円滑に相応の権限を付与するとともに、被災市町村からの要望を一元的に受理し、責任を持つてワンストップで対応させること。

四 沿岸部に存し、甚大な被害を受けた市町村のうち、復興局から距離が遠いなどの事情を有する地域については、支所を設置するとともに、支所においては、現地の相談や要望に適切に対応すること。

五 岩手県、宮城県及び福島県以外の被災地域においても、被災自治体に対する支援等を確実に行えるよう、被災自治体の意見を聞きながら、十分な体制を構築すること。

六 地域の復興は、市町村のみならず、地域のニーズを的確に把握するとともに、現地に多様な主体が協働して行うことが必要であり、復興庁、復興局及び支所は、被災地、被災者のニーズを的確に把握するとともに、現地に

おいて、国、地方公共団体、民間事業者その他の多様な復興の推進主体が意見交換し、具体的な復興事業に結びつけていくことができる場などを柔軟に構成するなど、復興事業を迅速かつ円滑に推進できる十分な体制を構築す



3 復興局が分掌する前項の事務には、管轄区域

の全部又は一部の区域内において、東日本大震

災からの復興に関する各種の事業の推進に関

し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職

員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、

調整等を行うための組織体に関する事務が含ま

れるものとする。

第十七条に次の二項を加える。

6 前項の内部組織の編成に当たっては、管轄区

域における被災地域の地理的状況に配慮するも

のとする。

附則第一条第一号中「附則第十三条」を「附

則第十五条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、

同条第三号中「附則第十二条」を「附

則第十三条及び第十四条」に改め、同号を同条第

四号とし、同条第二号中「附則第十条」を「附

則第十二条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第

一号の次に次の二号を加える。

二 第四条第二項第六号の規定及び附則第七条

中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

附則第二条の次に二条を加える改正規定(附

則第二条の二第二項に係る部分に限る)株

式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

(平成二十三年法律第百十三号)第九条第二項

の認可の日の翌日又はこの法律の施行の日の

いずれか遅い日

附則第十三条を附則第十五条とする。

附則第十二条第一項中「附則第一条第三号」を

「附則第一条第四号」に改め、同条を附則第十四条

とする。

附則第十二条のうち国家公務員法等の一部を改

正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に關

する法律本則に一条を加える改正規定のうち第八

十一条中「附則第二条第一項」を「附則第三条第一

項」に改め、附則第十二条を附則第十三条とし、

附則第十条を附則第十二条とし、附則第九条を附

則第十二条とし、附則第八条を附則第九条とし、

同条の次に次の二条を加える。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法  
の一部改正）

第十条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機

構法の一部を次のようにより改正する。

第十八条第二項中「東日本大震災復興基本法

（平成二十三年法律第七十六号）第十四条第一項

の東日本大震災復興対策担当大臣及び」を削り、

臣」を削り、「同法」を「東日本大震災復興基本法

（平成二十二年法律第七十六号）に改める。

附則第七条のうち東日本大震災復興基本法目次

の二に、「」を加え、同法目次の改正規定の次に次

のように加える。

第二章中第十条の次に次の二条を加える。

（東日本大震災からの復興の状況の報告）

第十条の二 政府は、復興庁が廃止されるまで

の間毎年、国会に、東日本大震災からの復興

の状況を報告しなければならない。

第二条第七条を附則第八条とする。

附則第六条のうち内閣府設置法附則第二条の次

に二条を加える改正規定中第二条の二に次の二項

を加える。

附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条の規定にかかわらず、復興庁設

置法(平成二十三年法律第  
二号)附則第一

条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁

が廃止されるまでの間は、同項第三号(イ)(1)

及び(2)並びにロ(イ)(1)及び(2)に係る部分に限

る。)に掲げる事務については、内閣

府の所掌事務としない。

附則第六条のうち内閣府設置法附則第三条の次

に二条を加える改正規定のうち「二条」を「一条」に

改め、附則第三条の二第一項中「復興副大臣の職

を兼ねる者」を「復興副大臣」を付する。

副大臣の職を兼ねる副大臣(次項において「兼職復

興副大臣」という。)に改め、同条第二項中「復興

副大臣の職を兼ねる副大臣」を「兼職復興副大臣

三を削り、附則第六条を附則第七条とし、附則第

五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条

とする。

附則第三条中「（平成十一年法律第八十九号）」を

削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項とし

て次の二項を加える。

この法律の施行前に株式会社東日本大震災事

業者再生支援機構法の規定(内閣府本府の所掌

事務に係るものに限る。)により発せられた内閣

府令としての効力を有するものとする。

附則第三条を附則第四条とする。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

（東日本大震災からの復興の状況の報告）

第十条の二 政府は、復興庁が廃止されるまで

の間毎年、国会に、東日本大震災からの復興

の状況を報告しなければならない。

第二条 政府は、この法律の施行後二年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を加える。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後二年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を加える。

（講ずるものとする）

復興庁設置法案に対する修正案（柿澤木造君提出）

復興庁設置法案の一部を次のように修正する。

府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第一項の規定により読み替え

て適用する株式会社東日本大震災事業者再生支

援機構法の相当規定(復興庁の所掌事務に係る

ものに限る。)に基づいて発せられた相当の第七

条第三項の復興庁令としての効力を有するもの

とする。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

（東日本大震災からの復興の状況の報告）

第十条の二 政府は、復興庁が廃止されるまで

の間毎年、国会に、東日本大震災からの復興

の状況を報告しなければならない。

第二条 政府は、この法律の施行後二年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を加える。

（講ずるものとする）

第十条の二 政府は、この法律の施行後二年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を加える。

府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第一項の規定により読み替え

て適用する株式会社東日本大震災事業者再生支

援機構法の相当規定(復興庁の所掌事務に係る

ものに限る。)に基づいて発せられた相当の第七

条第三項の復興庁令としての効力を有するもの

とする。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

（東日本大震災からの復興の状況の報告）

第十条の二 政府は、復興庁が廃止されるまで

の間毎年、国会に、東日本大震災からの復興

の状況を報告しなければならない。

第二条 政府は、この法律の施行後二年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を加える。

第十条の二 政府は、この法律の施行後二年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を加える。

を加え、同条を第十五条とする。

3 国会議員のうちから委員長又は委員が任命される場合には、政党を代表する者が含まれるものとする。

第十七条第二項中「復興局は」の下に「、別に法律で定めるところにより」を加え、「のうち、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号から第五号までに掲げる事務の全部又は一部」を削り、同条第三項の表宮城復興局の項を削り、第三章第五節中同条を第十六条とする。

第三章第六節中第十八条を第十七条とする。  
第十九条に次の二項を加え、第四章中同条を第十八条とする。

4 復興庁の職員については、民間の人材を積極的に登用するものとする。

第二十条第一項中「第十二条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「平成三十三年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条を第二十条とする。

附則第一条第一号中「附則第十三条」を「附則第十二条」に改め、同条第二号中「附則第十条」を「附則第七条」に改め、同条第三号中「附則第十一条及び第十二条」を「附則第八条及び第九条」に改める。附則第二条第三項を削る。

附則第三条から第五条までを削る。  
附則第六条のうち内閣府設置法附則第二条の次に二条を加える改正規定中「次の二条」を「次の二条」に改め、附則第二条の二を削り、附則第二条の三を附則第二条の二とする。

附則第六条中内閣府設置法附則第三条の次に二条を加える改正規定を削る。  
附則第七条のうち東日本大震災復興基本法目次の改正規定中「目次中」の下に「第十条」を「第十条の二」に、「を加え、同法目次の改正規定の次に次のように加える。

第二章中第十条の次に次の二条を加える。  
(国会への報告)

第十条の二 復興大臣は、おおむね三月に一

回、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない。

附則第七条を附則第四条とし、附則第八条から第十一条までを三条ずつ繰り上げ、附則第十二条を附則第九条とし、同条の次に次の二条を加える。  
(検討)

第十条 復興庁の事務、権限及び人員について  
は、広域の地方公共団体である道州と基礎的な  
連合において地域の諸課題に取り組むことができ  
る制度としての地域主権型道州制への移行に向  
けた検討等を踏まえ、復興庁が廃止されるまで  
の間に、被災地域の地方公共団体への移譲に向  
けた検討が行われ、その結果に基づいて必要な  
措置が講ぜられるものとする。  
附則第十三条を附則第十一条とする。